

平成21年4月14日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成18年(ワ)第7097号 損害賠償請求事件(以下「第1事件」という。)

平成19年(ワ)第9122号 情報使用禁止等請求事件(以下「第2事件」という。)

口頭弁論終結日 平成21年3月9日

判 決

第1事件原告・第2事件原告 ピアス株式会社

第1事件原告 クレディアワールドワイド株式会社

上記兩名訴訟代理人弁護士 石 川 正

若 林 元 伸

福 森 亮 二

第1事件訴訟復代理人・第2事件訴訟代理人弁護士

古 庄 俊 哉

第1事件被告 A

第1事件被告 B

第1事件被告 C

第2事件被告 D

第2事件被告 E

第2事件被告 F

第2事件被告 G

第2事件被告 H

上記8名訴訟代理人弁護士 白 波 瀬 文 夫

(以下、当事者を表示するに当たり、第1事件、第2事件の各表示を省略する。)

主 文

- 1(1) 被告A及びBは、東京都渋谷区所在の株式会社リュウヴィ運営に係る眉サロンにおいて、別紙1記載の眉のトリートメント技術を使用して営業してはならない。

- (2) 被告 A, 同 B 及び同 C は, 原告ピアス株式会社に対し, 連帯して 150 万円及びこれに対する被告 A は平成 18 年 8 月 5 日から, 同 B は同年 7 月 23 日から, 同 C は同月 29 日からいずれも支払済みまで年 5% の割合による金員を支払え。
 - (3) 原告ピアス株式会社の被告 A, 同 B 及び同 C に対するその余の請求を棄却する。
 - (4) 原告クレディアワールドワイド株式会社の請求をいずれも棄却する。
- 2 (1) 被告 D, 同 E, 同 F, 同 G 及び同 H は, 東京都渋谷区所在の株式会社リューヴィ運営に係る眉サロンにおいて, 別紙 1 記載の眉のトリートメント技術を使用してはならない。
 - (2) 原告ピアス株式会社の被告 D, 同 E, 同 F, 同 G 及び同 H に対するその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は, 第 1 事件・第 2 事件を通じてこれを 3 分し, その 1 を原告らの, その余を被告らの各負担とする。
 - 4 この判決の第 1 項(2)は, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求の趣旨

【第 1 事件の請求の趣旨】

- 1 被告 A(以下「被告 A」という。)及び同 B(以下「被告 B」という。)は, 東京都渋谷区所在の株式会社リューヴィ(以下「リューヴィ」という。)運営に係る眉サロン(以下「被告サロン」という。)において, 別紙 2 記載の眉のトリートメント技術(以下「本件技術」という。)を使用して営業してはならない。
- 2 被告 A 及び同 B は, 原告ピアス株式会社(以下「原告ピアス」という。)に対し, 連帯して 350 万円及びこれに対する被告 A は平成 18 年 8 月 5 日から, 同 B は同年 7 月 23 日からいずれも支払済みまで年 5% の割合による金員を支払え。
- 3 被告 A, 同 B 及び同 C(以下「被告 C」という。以上の被告 3 名を併せて「被告

Aら」という。)は、原告ピアスに対し、連帯して2240万円及びこれに対する被告Aは平成18年8月5日から、同Bは同年7月23日から、同Cは同月29日からいずれも支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

4 被告Aらは、原告クレディアワールドワイド株式会社(以下「原告クレディア」という。)に対し、連帯して1000万円及びこれに対する被告Aは平成18年8月5日から、同Bは同年7月23日から、同Cは同月29日からいずれも支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

5 被告Aらは、原告らに対し、連帯して159万円及びこれに対する被告Aは平成18年8月5日から、同Bは同年7月23日から、同Cは同月29日からいずれも支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

6 訴訟費用は被告Aらの負担とする。

7 第2項ないし第6項につき仮執行宣言

【第2事件の請求の趣旨】

1 被告D(以下「被告D」という。),同E(以下「被告E」という。),同F(以下「被告F」という。),同G(以下「被告G」という。)及び同H(以下「被告H」という。以上の被告5名を併せて「被告Dら」という。)は、被告サロンにおいて、本件技術を使用してはならない。

2 被告Dらは、原告ピアスに対し、連帯して2000万円及びこれに対する被告Dは平成19年5月5日から、同Eは同月2日から、同Fは同年4月28日から、同Gは同年5月2日から、同Hは同月10日からいずれも支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告Dらの負担とする。

4 第2及び第3項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

原告ピアスは、傘下のグループ会社を通じ、化粧品の販売及び美容サービスの提供等を業とする会社である。原告クレディアは原告ピアスの子会社であり、眉の美

容施術を行うサロン（以下「原告サロン」という。）を運営している。被告らは、いずれも原告ピアスの元従業員であり、原告ピアスを退職した当時、原告クレディアに出向していた。

第1事件は、原告らが、米国カリフォルニア州ロサンゼルスに本拠を置く米国人アナスタシア・ビバリーヒルズ・インク（以下「アナスタシア社」という。）から提供を受けた眉の美容施術に関する技術（以下「アナスタシア技術」という。）を基礎として原告らにおいて独自に考案・付加した内容を含む技術（以下「原告技術」という。）を使用して眉の美容施術に関する事業（以下「アナスタシア事業」という。）を行っているところ、被告Aらは、原告ピアスとの誓約に違反し、原告ピアス在職中に眉の美容施術等を目的とする会社（リューヴィ）を設立してその取締役役に就任した上、原告ピアスを退職後被告サロンにおいて原告技術を使用して営業を行うとともに、原告ピアスにおいて原告技術の研修を受けた被告Dらを違法にリューヴィに引き抜いたと主張して、(1)原告ピアスが、被告A及び同Bに対し、甲第5号証の誓約書（以下「甲5誓約書」という。）記載の誓約又は甲第7号証の誓約書（以下「甲7誓約書」という。）記載の誓約に基づき、本件技術を使用して営業することの差止めを求め（第1事件・請求の趣旨第1項）、(2)原告ピアスが、被告A及び同Bに対し、の行為につき、主位的に甲5誓約書記載の誓約違反、予備的に甲7誓約書記載の誓約違反の債務不履行又は不法行為に基づき、米国でのアナスタシア技術の研修参加費用相当損害金350万円（及びこれに対する訴状送達の日翌日以降の遅延損害金を含む。以下同じ。）の支払を求め（同・請求の趣旨第2項）、(3)原告ピアスが、被告Aらに対し、被告A及び同Bに対しては、主位的に甲5誓約書記載の誓約違反、予備的に甲7誓約書記載の誓約違反の債務不履行又は不法行為に基づき、被告Cに対しては甲7誓約書記載の誓約違反の債務不履行又は不法行為に基づき、アナスタシア事業に係る独占的権利の価値減少分相当損害金2000万円の支払を求めるとともに、の行為につき、不法行為に基づき、引き抜いた従業員4名分の研修費用相当損害金240万円、以上合計22

40万円の支払を求め(同・請求の趣旨第3項), (4)原告クレディアが被告Aらに対し, 不法行為に基づき, 原告技術の使用及び従業員の引き抜きによる売上減少分相当損害金1000万円の支払を求め(同・請求の趣旨第4項), (5)原告らが被告Aらに対し, 不法行為に基づき, 弁護士費用相当損害金159万円の支払を求めた(同・請求の趣旨第5項)事案である。

第2事件は, 原告ピアスが, 被告Dらは甲5誓約書記載の誓約に違反し, 原告ピアス退職後被告サロンにおいて原告技術を使用していると主張して, (1)上記誓約に基づき, 本件技術の使用の差止めを求める(第2事件・請求の趣旨第1項)とともに, (2)債務不履行又は不法行為に基づき, アナスタシア事業に係る独占的権利の価値減少分相当損害金2000万円の支払を求めた(同・請求の趣旨第2項)事案である。

なお, 原告らが被告らに対しその使用の差止めを求めている本件技術は, 原告技術のすべてではなく, 原告技術の中核をなすと原告らが主張する4つの作業を特定したものである。原告らは, 原告技術は本件技術の中核とし, その周辺に存在する技術を含むものであるところ, 本件技術の使用を禁止することにより, 原告技術の使用の差止めを求める目的が達せられるとしている。

1 前提事実

以下の事実は, 末尾に証拠を掲記した部分を除き, 当事者間に争いがない。

(1) 原告ら

ア 原告ピアス

原告ピアスは, 傘下の「ピアスグループ」と称する企業グループ(以下「ピアスグループ」という。)を通じて化粧品の販売及び美容サービスの提供等を業とする会社である。

イ 原告クレディア

原告クレディアは, ピアスグループの一つで原告ピアスの子会社であり, 眉の美容施術の提供等を業とする会社である。

(2) アナスタシア事業

ア 本件導入契約

原告ピアスは、平成15年12月23日、アナスタシア社との間で、甲第2号証（以下、書証を掲記するときは、特に断らない限り、第1事件における証拠番号を記載する。）の契約書（以下「甲2契約書」という。）を交わし、アナスタシア技術を用いた眉の美容施術に関する事業を日本国内において独占的に行うこと等につき、アナスタシア社から許諾を受けた（以下、甲2契約書による原告ピラス・アナスタシア社間の合意を「本件導入契約」という。）

イ 原告らの組織及び原告サロンの運営

ピラスグループでは、本件導入契約締結後、アナスタシア技術を用いた眉の美容施術に係る事業（アナスタシア事業）を行うため、平成16年2月21日付けで、ピラスショッピングワーク株式会社（以下「ショッピングワーク社」という。）に新規事業開発ディレクターを設置して同事業を所管させた。その後、アナスタシア事業は、平成17年2月15日付で、ショッピングワーク社にアナスタシア事業開発部の事業ディレクターが新たに設置されたのに伴い、これに移管され（以上につき、甲13、14）、さらに、同年7月、新たに設立された原告クレディアに移管された。

ピラスグループは、平成16年10月以降、眉の美容施術を行うサロン（原告サロン）を全国の有名百貨店等に順次出店し、被告Aらが原告ピラスを退職した平成18年4、5月当時、合計6店舗の原告サロンを運営していた（店舗数につき、甲3の2及び証人I）。

ウ 本件購入契約

原告ピラスは、平成18年1月30日、アナスタシア社との間で、甲第4号証の契約書（以下「甲4契約書」という。）を交わし、アナスタシア技術を用いた眉の美容施術に関する事業をアジア地域において独占的に行うこと等を内容とする権利を 米ドルでアナスタシア社から購入する契約を締結

した（以下，甲4契約書による原告ピアス・アナスタシア社間の合意を「本件購入契約」という。）。

(3) 被告ら

ア 被告Aら

被告Aらは，いずれも原告ピアスの元従業員であり，原告ピアス在職中の平成18年2月2日，眉の美容施術等を目的とするリ्यूヴィを設立してその取締役就任した。リ्यूヴィは，平成18年5月17日以降，被告サロンにおいて眉の美容施術の提供等の営業を行っている。

(ア) 被告Aは，平成5年に原告ピアスに入社後平成14年にショップワーク社に出向し，平成16年2月，同社に新たに設置された新規事業開発ディレクターに就任してアナスタシア技術の導入を主導し，平成17年2月，同社に新たに設置されたアナスタシア事業開発部の事業ディレクターに就任し，アナスタシア事業の中核を担うことになった（以上につき，甲13，14）。そして，平成17年7月，原告クレディアの設立及び同原告へのアナスタシア事業の移管に伴い同原告に出向した。

被告Aは，平成18年4月24日付けで原告ピアスを退職した（最終出勤日は同年2月24日）。

(イ) 被告Bは，平成8年に原告ピアスに入社後平成14年にショップワーク社に出向し，平成16年2月，同社に新たに設置された新規事業開発ディレクターに就任して被告Aとともにアナスタシア技術の導入を主導し，平成17年2月，同社に新たに設置されたアナスタシア事業開発部の事業ディレクターに就任し，被告Aとともにアナスタシア事業の中核を担うことになった（以上につき，甲13，14）。そして，平成17年7月，原告クレディアの設立及び同原告へのアナスタシア事業の移管に伴い同原告に出向した。

被告Bは，平成18年5月31日付けで原告ピアスを懲戒解雇された

(最終出勤日は同年3月20日)。

(ウ) 被告 C は、平成12年に原告ピアスに入社し、宣伝部に所属していた。

被告 C は、平成18年5月15日付けで原告ピアスを退職した(最終出勤日は同年3月22日)。

イ 被告 D ら

被告 D らは、いずれも原告ピアスの元従業員であり、原告ピアス在職中、原告サロンにおいて眉の美容施術者として稼働し、原告ピアス退職後、リユーヴィに入社し、被告サロンにおいて美容施術者として稼働している。

(ア) 被告 D は、平成16年9月6日ころ原告ピアスに入社してショップワーク社、続いて原告クレディアに出向し、平成18年3月31日ころ原告ピアスを退職した。

(イ) 被告 E は、平成16年9月6日ころ原告ピアスに入社してショップワーク社、続いて原告クレディアに出向し、平成18年4月30日ころ原告ピアスを退職した。

(ウ) 被告 F は、平成16年11月16日ころ原告ピアスに入社してショップワーク社、続いて原告クレディアに出向し、平成18年4月15日ころ原告ピアスを退職した。

(エ) 被告 G は、平成16年9月から派遣社員として原告ピアスにおける勤務を開始した後、同年12月16日ころ原告ピアスに入社してショップワーク社、続いて原告クレディアに出向し、平成18年3月31日ころ原告ピアスを退職した。

(オ) 被告 H は、平成18年2月1日ころ原告ピアスに入社してショップワーク社に出向し、同年12月15日ころ原告ピアスを退職した。

(4) 甲5誓約書

ア 被告 D らは、各々原告ピアスにおいて勤務を開始したころ、原告ピアスに対し、甲5誓約書を差し入れた。

イ 甲5 誓約書は、上下2段から成り、上段は、「ピラス株式会社殿」との記載の下に次のとおり日本語で記載されており、下段は、「To: Anastasia」との記載の下に、上段の第2文と同様の内容が英文で記載されている。

「私は、ピラス株式会社との契約中は、アナスタシアアイブ로우理論に従ってアイブ로우トリートメントを行います。ピラス株式会社との契約を解除した場合は、アナスタシアのブランド名、ロゴ、商標、およびアナスタシアアイブ로우トリートメント技術を日本およびその他の地域で、自らの仕事に関連して使用しないことを誓約します。」

「I declare that in the event I cease to be employed Pias I may no longer use the Anastasia name, logo, trademarks, or the Anastasia technical service in connection with my business in Japan or elsewhere.」

(5) 甲7 誓約書

ア 被告Aらは、平成17年3月、それぞれ原告ピラスに対し甲7 誓約書を差し入れた。

イ 甲7 誓約書には、次のとおり記載されている。

「1 私は、ピラス株式会社の従業員として、以下に示される情報について、当社の許可なく、いかなる方法をもってしても開示、漏洩または使用しないことを約束します。このことは、私がピラス株式会社及びその関連会社（以下ピラスグループという）の中で異動した場合、又、私がピラスグループを退社した後も同様とします。

- (1) ピラスグループが保有する個人情報
- (2) ピラスグループの経営、人事、経理、業務、マーケティング、製品開発、研究、製造、営業に関する情報
- (3) ピラスグループの顧客の信用に関する情報
- (4) 上記の他、ピラスグループが機密情報として管理し、又は機密として指定した情報

2 (省略)」

2 争点

【第1事件について】

- (1) 被告Aらの原告ピアスに対する債務不履行又は不法行為の成否
 - ア 原告技術の使用について債務不履行又は不法行為の成否
 - ㊦ 甲5誓約書記載の誓約違反の成否
 - a 甲5誓約書において原告ピアス退職後の不使用を誓約した「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」とは何か。(争点1)
 - b 被告A及び同Bは原告ピアスと甲5誓約書記載の誓約をしたか。(争点2)
 - c 甲5誓約書記載の誓約は公序良俗に違反し無効か。(争点3)
 - d 被告A及び同Bは「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用したか。(争点4)
 - ㊧ 甲7誓約書記載の誓約違反の成否
 - 被告Aらは甲7誓約書において原告ピアスに不使用を誓約した「機密情報」を使用したか。(争点5)
 - イ 従業員の引き抜きについて原告ピアスに対する不法行為の成否(争点6)
- (2) 原告クレディアに対する不法行為の成否について
 - ア 原告技術の使用について原告クレディアに対する不法行為の成否(争点7)
 - イ 従業員の引き抜きについて原告クレディアに対する不法行為の成否(争点8)
- (3) 原告らの損害(争点9)

【第2事件について】

- (1) 原告ピアスに対する債務不履行又は不法行為の成否
 - 甲5誓約書記載の誓約違反の成否
 - ㊦ 甲5誓約書において原告ピアス退職後の不使用を誓約した「アナスタシア

アイブロウトリートメント技術」とは何か。(争点1と同じ)

(イ) 甲5誓約書記載の誓約は公序良俗に違反し無効か。(争点3と同じ)

(ウ) 被告Dらは「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用したか。(争点10)

(2) 原告ピアスの損害(争点11)

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1(甲5誓約書において原告ピアス退職後の不使用を誓約した「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」とは何か。)について

【原告らの主張】

(1) 甲5誓約書記載の「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」

甲5誓約書において被告Aらが原告ピアスに同原告退職後の不使用を誓約した「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」とは、原告らがアナスタシア社から提供を受けた技術(アナスタシア技術)ばかりでなく、原告らがアナスタシア技術を用いた眉の美容施術を日本において商業的に実施するためにアナスタシア技術を基礎として独自に考案・付加した内容を含む技術(原告技術)、すなわち、原告サロンにおいて使用している技術を指す。

原告技術は、本件技術(その内容は別紙2記載のとおりである。)を中核とし、これを実施する際の具体的な手順や技術の「深み」ともいうべきものを含むものである。本件技術は、後記(2)のAないしEの4つの作業(以下、順に「3点決め作業」、「描く作業」、「ワックス脱毛作業」、「仕上げ作業」という。)から成る。本件技術を実施する際の具体的手順及び技術の「深み」は、後記(3)のとおりである。

(2) 本件技術

ア 3点決め作業

イ 描く作業

ウ ワックス脱毛作業

エ 仕上げ作業

(3) 本件技術を実施する際の具体的手順及び技術の「深み」(これが原告技術である。)

ア 3点決め作業の具体的手順及び技術の「深み」

イ 描く作業の具体的手順及び技術の「深み」

描く作業の具体的な手順は次のとおりである。

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

ウ ワックス脱毛作業の具体的手順及び技術の「深み」

ワックス脱毛作業の具体的な手順・技術は次のとおりである。

(ア) の手順・技術

a

b

(イ)

の手順・技術

a

b

c

d

e

f

g

(ウ)

の手順・技術

a

- b
- c
- d

(I) の手順・技術

- a
- b
- c
- d
- e
- f

- g

ワックス脱毛は原告技術の重要な特徴であるが、ワックスでの脱毛は、肌ダメージを必ず与えることになる上、痛みを伴うこともあるため、これらを軽減することが、かかるサービスを顧客に満足してもらえよう継続的に行うためには不可欠である。このような必要性に対応するための上記具体的手順も原告技術の重要な一部である。

エ 仕上げ作業の具体的手順及び技術の「深み」

原告技術においては、顧客の眉を最大限利用する形で眉のトリートメントを行うことが基本的なコンセプトとなっており、仕上げの段階においても、かかるコンセプトに従った仕上げの具体的な手順は重要な技術の一部である。

【被告らの主張】

(1) 甲5誓約書の「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」

甲5誓約書が原告ピアス退職後の使用を禁じた技術は、原告らがアナスタシア社から提供を受けた技術（アナスタシア技術）であり、原告らが主張するように原告らが独自に考案・付加した内容を含むもの（原告技術）と解することはできない。その理由は次のとおりである。

原告ピアスはアナスタシア社との間で甲2契約書を交わして本件導入契約を締結しているところ、甲2契約書の第6条は、原告ピアスに対し、「社員から、退職後にアナスタシアの名前・ロゴ・商標あるいは『アナスタシア技術サービス』を使用しないという書面合意書を入手する」旨の義務を課している。原告ピアスは、その義務を遵守すべく、アナスタシア事業に従事する美容師一同に甲5誓約書を差し入れさせたものである。このように甲5誓約書が甲2契約書の第6条を受けて作成されたものであることは、甲5誓約書の下段で「アナスタシアの名前・ロゴ・商標あるいは『アナスタシア技術サービス』を使用しないことをアナスタシアに対して誓約する英文が甲2契約書の第6条と同一であること、及び甲5誓約書の上段の原告ピアスに対する誓約文が下段の英文をほぼそのまま日本語に翻訳したものであることから明らかである。すなわち、甲5誓約書は、甲2契約書と同じ内容を誓約させるものであり、誓約の文言どおり「アナスタシアの」技術すなわちアナスタシア技術を使用しない義務を課すものである。

(2) アナスタシア技術の内容

アナスタシア技術は、次のとおり本件技術とは内容が異なるものである。

ア 3点決め作業について

アナスタシア技術では、眉山の位置決めをしない。眉頭及び眉尻については本件技術と同じである。

イ 描く作業について

アナスタシア技術では、4タイプの眉型に決めつけるので顧客の意見は取り入れないし、骨格も意識しない。上記アのとおりアナスタシア技術では眉山の位置決めをしないため、眉型を眉山の位置を基準として設置することはない。眉型に合わせて眉の形を色濃く描いていく点のみが本件技術と一致する。

ウ ワックス脱毛作業について

アナスタシア技術では、ペーパーではなく布を用いて脱毛する。

エ 仕上げ作業について

アナスタシア技術では、仕上げには眉型を使わない。眉の下にハイライトを入れたりブロウジェルで眉毛の流れを整える点は本件技術と同じである。

(3) 本件技術を実施する際の具体的手順及び技術の「深み」について

原告らが主張する技術の「深み」なる概念は被告らには不明である。また、原告らが主張する各技術内容自体、特別なものではない。

2 争点2（被告A及び同Bは甲5誓約書記載の誓約をしたか。）について

【原告らの主張】

(1) 甲5誓約書の差し入れ

被告A及び同Bは、甲5誓約書を原告ピアスに差し入れ、もって原告ピアスに対し甲5誓約書記載の誓約をした。

(2) 甲5誓約書記載の誓約をする旨の明示又は黙示の意思表示

仮に被告A及び同Bが甲5誓約書を原告ピアスに差し入れていないとしても、両被告は、原告ピアスに対し、甲5誓約書記載の誓約をする旨の明示又は黙示の意思表示をした。黙示の意思表示を基礎付ける事実は次のとおりである。

原告ピアスは、アナスタシア社との間で本件導入契約を締結し、同契約に基づ

いてアナスタシア技術を導入したが，その技術移転の方法については，本件導入契約により，原告ピアスの技術者2名をビバリーヒルズにあるアナスタシア社のサロンに派遣して2週間の研修を受けさせ，同人らが帰国後原告ピアスの他の技術者に順次研修を行うという方法によるものとされ，また，上記2名の技術者がアナスタシア社で研修を受けるためには，同人ら及び同人らから研修を受けることになる原告ピアスの他の技術者全員から，原告ピアス退職後は「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を自らの仕事に関連して使用しない旨の誓約書を取得することが条件とされた（甲2契約書第6条）。

原告ピアスが本件導入契約に基づきビバリーヒルズにあるアナスタシア社のサロンに派遣して2週間の研修を受けさせたのが，ほかならぬ被告A及び同Bである。両被告は，自身らが研修を受けるために甲2契約書第6条が要求する誓約が不可欠であることを十分認識した上で，これに何ら異議をとどめることなく，平成16年4月，アナスタシア社での2週間の研修を受けた。

また，両被告は，アナスタシア技術を日本に持ち帰り，アナスタシア技術の事業化のため，原告ピアス内において，アナスタシア技術にさらなる開発・検討を加え，原告技術の研修プログラムを作り上げた上，平成16年9月から原告ピアス内で原告技術の研修を開始した。原告技術の研修に当たり，被告Aは，甲2契約書第6条が要求する誓約書として甲5誓約書を起案し，被告Bは，上記研修を担当し，研修生から甲5誓約書を取り付ける業務に携わった。両被告が原告ピアスを退職するまでに原告技術の研修を受けた従業員は55名に上り，その全員が原告ピアスに甲5誓約書を差し入れた（甲5の1～55）。

以上のとおり，被告A及び同Bは，甲2契約書第6条が要求する誓約をしなければアナスタシア社での研修を受けることができないことを十分に知りながら，これに異議をとどめることなくその研修を受けたのであるから，その時点において，原告ピアスに対し，甲5誓約書記載の誓約をする意思を有していたことは明らかであり，同時点において，原告ピアスに対し，同誓約をする旨の

黙示の意思表示をしたものというべきである。

【被告らの主張】

被告 A 及び同 B が甲 5 誓約書を原告ピアスに差し入れた、あるいは原告ピアスに対し甲 5 誓約書記載の誓約をする旨の明示又は黙示の意思表示をしたとの事実を否認する。

甲 5 誓約書は、原告サロンにおいて施術に従事する美容師を対象として、原告ピアス退職後にアナスタシアの名称や技術を使用して同種業務を行わないように誓約させた書類である。したがって、もともと美容師資格がなく顧客に対して施術をすることのない被告 A 及び同 B が甲 5 誓約書を差し入れ、あるいは甲 5 誓約書記載の誓約をするはずがない。

3 争点 3 (甲 5 誓約書記載の誓約は公序良俗に違反し無効か。) について

【被告らの主張】

(1) 原告技術は、眉のトリートメントに際して欧米や日本で一般的に用いられている技術であるから、甲 5 誓約書がその使用を禁ずる意味はない。原告技術が一般的なものであることは、次のとおり、乙第 9 号証及び第 11 号証ないし第 19 号証の書籍等の記載から明らかである。仮に、甲 5 誓約書が、眉のトリートメントに際して一般的に用いられている技術までも禁止対象として含む趣旨のものであるとすれば、甲 5 誓約書記載の誓約の意思表示は、従業員の退職後の職業選択に過度の制約を課すものとして公序良俗に違反し無効である。

ア 3点決め作業について

眉頭・眉山・眉尻の3点は、眉を描く基準、眉型を選ぶ基準、眉の手入れの基準であり、日本の美容業界で眉のサービスを提供する際も、あるいは自宅で本人が眉を描く際も、眉頭・眉山・眉尻を無視して眉メイクをすることは、今日の常識として考えられない。すなわち、3点決め作業の「眉頭、眉山及び眉尻の場所を定める」ということは眉のメイクをする誰もが考える事柄である。もっとも、アナスタシア技術では眉山の位置を決めない。

この3点の位置が違えば出来上がる眉の形や顔の表情は違ってくることとなるが、具体的な3点の決め方は各化粧品メーカーやメイクアップアーティストによって違っており、原告ピアスには原告ピアスの、リューヴィにはリューヴィの決め方がある。原告ピアスとリューヴィは眉頭の決め方は同一であり、眉山と眉尻の決め方は異なっている。ここで眉頭の決め方が両者同一であるが、この決め方は原告らが独占的に使用できる技術ではない。

3点決め作業の技術が一般的なものであることは、乙第11号証「眉から始めるメイクLESSON」の8頁、9頁、乙第12号証「眉の法則」の7頁、乙第14号証「眉メイクとアイメイクの秘訣」の9頁、28頁、乙第15号証「トニータナカの眉メイクテキスト」の30頁、31頁から明らかである。

イ 描く作業について

一般に美容室で眉型を決める時には、顧客の意見を取り入れることは十分考えられる。しかし、アナスタシアの場合は、眉型を選ぶ際に顧客の意見を取り入れない。アナスタシアの4タイプの眉型は、それぞれに「有名人の眉型」等の付加価値をつけて売り出しており、顧客はどの眉型（どの有名人の眉型）が自分に合うのかを知りたがり、施術者が「あなたにはこの形」と眉型を決めてしまうことで成り立っている事業である。眉型を決定する際に顧客の意見を入れたのでは、4タイプの眉型に収まらなかったり、骨格に合わない形を提案しなければならなくなる場合もあり、アナスタシア事業の創業に際して被告A及び同Bらが設定したコンセプトに合わなくなるのである。

眉型というものの自体は、アナスタシアだけが使用しているものではなく、各種の眉型が世の中に溢れている。ただ、眉型にされた眉の形は各社がそれぞれの形を打ち出しており、アナスタシアはアナスタシアオリジナルの形を提案し、リューヴィはリューヴィオリジナルの形を提案しているのである。もとより、アナスタシアの眉型とリューヴィの眉型とでは、眉型の数が異なり（アナスタシアは4タイプ、リューヴィは12タイプ）、その形も異なっている。

ステンシル（眉型）は、眉の形の中が空洞になっていてその部分に色を入れて眉を描くことを目的に作られたものであるから、眉型の空洞部分を塗り潰すこと、描く作業の「眉型に合わせて、眉の形を色濃く描いていく」ことは、ごく通常の作業であって、アナスタシアに独自のものではない。

描く作業の技術が一般的なものであることは、乙第9号証「How to Create the Perfect Eyebrow」の91頁、乙第12号証「眉の法則」の23頁、乙第16号証「エレガンスコスメティックプロダクツ プロ用美容総合カタログ」の21、22、23頁、乙第19号証の1ないし4のインターネット抜粋記事（眉型）から明らかである。

ウ ワックス脱毛作業について

ワックス脱毛は今日エステティックサロン業界では当たり前の様に行われている技術でもあり、眉のワックス脱毛も色々なサロンで行われている技術である。

ワックス脱毛作業の技術が一般的なものであることは、乙第9号証「How to Create the Perfect Eyebrow」の109～112頁、乙第17号証のインターネット抜粋記事（エステティック業に関する情報）、乙第18号証の1ないし5のインターネット抜粋記事（他店情報）から明らかである。

エ 仕上げ作業について

眉毛をはさみで切る、ツイザーで抜くという処理はごく一般的な作業である。

仕上げで眉型を使用することは、アナスタシア技術では行っていないが、被告Bが原告ピアス在籍時に決定して教育したことである。その際、眉型を「参考」にするのではなく、眉型をもう一度眉の上に乗せて、薄い色で眉型の中を塗りつぶし、足りない部分をパウダーやペンシルで描いていくと教育した。

眉下にハイライトを入れ、ブロウジェルを付けるのも、一般的になされているメイク方法である。

仕上げ作業の技術が一般的なものであることは、乙第11号証「眉から始め

るメイク LESSON」の 8～14, 23, 100, 104, 105 頁, 乙第 13 号証「きれいになる目元と眉メイク上達法」の 39 頁, 乙第 14 号証「眉メイクとアイメイクの秘訣」の 34, 35 頁から明らかである。

(2) また, 原告技術とは内容が異なるアナスタシア技術についても, 乙第 20 号証の「Urb」という一般女性向けの雑誌中で原告ピアスが企画した記事にアナスタシア本人が自ら出演して施術し技術内容を公開しており, 今や一般的な技術になっている。甲 5 誓約書が, このように自ら世に公開している技術について, 自社の退職者だけにその使用を禁ずるという内容を含むはずがない。

(3) 以上のとおり, 甲 5 誓約書が, 眉のトリートメントに際して一般的に用いられている技術までも禁止対象として含み, 一旦原告ピアスに就職して技術を習得した従業員は退職後においても世の中で一般的に用いられている技術さえも使用することを許さない趣旨のものであるとは解されない。

仮に, 甲 5 誓約書が, 眉のトリートメントに際して一般的に用いられている技術までも禁止対象として含む趣旨のものであるとすれば, 甲 5 誓約書記載の誓約の意思表示は, 従業員の退職後の職業選択に過度の制約を課すものとして公序良俗に違反し無効である。

(4) 原告らの主張について

ア 被告 A の報告について

原告らは, 原告ピアス在職中の被告 A の報告は, 本件訴訟における被告らの主張と異なる旨主張するが, アナスタシア事業に対する被告 A の意見は, 当時から現在も同じである。

すなわち, 被告 A は, アナスタシアがロサンゼルスで行っていた技術(アナスタシア技術)自体は欧米及び日本において一般的な技術であり, これを日本で事業として成功させるためには, 単に同じ技術を用いたサロンを作るのではなく, 「ハリウッド発」, 「セレブ御用達」というアナスタシアのブランドステータスを付加することが必要であると考えていた。

原告らが主張する事業委員会における被告 A の報告は、被告 A 個人の率直な見解を述べたものではなく、上司であった J 事業部長及び K 取締役と事前打合せを行った上で、アナスタシア事業を今までにない斬新な事業として説明するよう指示を受け、担当部署の意見を述べたものである。

イ 眉に特化したサロンについて

原告らは、平成 18 年春当時日本において眉に特化したサロンは存在していなかったと主張するが、実際には、乙第 1 号証の「L」や乙第 2 号証の「M」のように、原告らよりも何年も前から原告らと同様の眉トリートメントサービスをビジネスとしている先行者（しかも、これら先行者は、アナスタシア、ヴァレリー、デイモンといった米国の眉トリートメント技術を学んで日本に取り入れたことを売りにしている。）が存在していたのであり、原告らはその流行に追随したにすぎない。

ウ リューヴィ開設のスクールについて

原告らは、リューヴィが有償でスクールを開催していることから、原告技術が特殊な技術であると帰結しようとするが、同スクールは、原告技術を教えようというスクールではないから、同スクールの受講料と原告技術の価値とは何の関係もない。

【原告らの主張】

- (1) 「ある技術を退職後使用してはならない」との契約（合意）の効力は、当該技術が世の中において容易に取得・入手できるものであって、労働者に対し当該技術の使用を禁ずることが当該労働者に酷な要求と考えられるかどうかによって判断すべきである。

これを原告技術についてみると、原告技術は、被告らが原告ピアス在職当時、アナスタシア事業のほかでは実施されていなかったものであり、世の中で一般的に取得・入手できるものではなかった。このことは、後記(2)ないし(4)の事実から明らかである。乙第 9 号証及び第 11 号証ないし第 19 号証の書籍等並びに乙

第20号証の雑誌記事に関する被告らの主張は、後記(5)のとおり理由がない。

したがって、甲5誓約書記載の誓約の意思表示が公序良俗に違反し無効であるとの被告らの主張は理由がない。

(2) 被告Aの報告

被告Aは、アナスタシア社において研修を受けた直後、原告ピアスの事業委員会において、経営陣に対し、「日本において眉に特化したサロンは存在しない」、アナスタシアの技術は「眉及び眉まわりをきれいに整えるトリートメントであり、いわゆる『眉メイク』『眉カット』との差別化が可能」と報告し、アナスタシアの技術を高く評価していた。被告Aは、当時、アナスタシアの技術が「欧米や日本で一般的に行われている技術である」などとはいささかも言っていなかった。

(3) 眉に特化したサロンについて

被告らがリューヴィを設立し原告ピアスを退職した平成18年春当時、日本において眉に特化したサロンは、原告サロン以外に存在していなかった。原告サロン以外の場所では、眉美容は付随的サービスとして提供されるだけであった。日本において眉に特化したサロンの運営に最初に成功したのがピアスグループであり、次いで、ピアスグループのアナスタシア事業の推進の中心を担っていた被告Aらがリューヴィを設立して被告サロンを開設し、原告技術と同一の技術を用いて今日のリューヴィの成功をもたらしたのである。現在、ピアスグループ及びリューヴィ以外で眉に特化したサロンが存在しない事実自体、原告技術が、日本において、被告らが原告ピアス在職当時、どこでも入手できた内容のものでないことを示している。

(4) リューヴィ開設のスクールについて

リューヴィは眉のトリートメント施術についてスクールを開設し、高額の受講料を取っているが、この事実自体、原告技術が一般的な技術ではないことを物語っている。すなわち、同スクールにおいては、プロフェッショナルになる

には、少なくとも105万円の受講料が必要である（甲26）ところ、仮に原告技術が誰でも実施でき、一般的な技術であるのであれば、これほど高額の受講料を取ることなどあり得ないはずだからである。また、同スクールの受講対象者は、美容師・理容師資格を持つ者、美容師・理容師を目指している者であるが、これらの者、特に美容師は、一般的な眉のトリートメント技術を既に学んでいるにもかかわらず、リューヴィのスクールを受講するのである。これは同スクールの講義内容、すなわち原告技術が独自性を持つものであるからにほかならない。

(5) 被告らの主張について

ア 乙第9号証及び第11号証ないし第19号証の書籍等について

被告らは、原告技術は眉のトリートメントに際して欧米や日本で一般的に用いられている技術であるとして、乙第9号証及び第11号証ないし第19号証の書籍等を挙げるが、これら書籍等には、一般的・基礎的な眉のトリートメント方法に関する記載か、原告技術を構成する要素と類似する技術に関する記載があるにすぎず、原告技術が一般的に行われている技術であることを証明するものではない。

イ 乙第20号証の雑誌記事について

被告らは、原告ピアスは乙第20号証の雑誌「Urb」の記事において原告技術を公開している旨主張するが、同記事には、原告技術の技術内容のほんの一部が示されているだけである。

すなわち、同記事は、いわゆる「パブリシテイ」記事といわれるもので、記事内容は雑誌社が作成したものであるが、このような「パブリシテイ」記事が掲載されるためには、雑誌社に取り上げてもらいたい主題を有する者が雑誌社に当該主題の話題性、内容の説明を行い、また、資料（写真等）を提供し、雑誌社が提供された素材を元に独自に記事を作成し掲載するという過程を経る。乙第20号証の記事が掲載された当時、ピアスグループは、原告

サロンの第1号店（新宿三越店）を開設したばかりで、眉トリートメントに特化したサロン（日本ではまだ例をみない新しいサロン）の概念を広く認識させ評判にする必要があったことから、積極的に、多大の費用と労力を使用して原告技術の宣伝を行っていたのであり、その一環として乙第20号証の記事を掲載してもらったのである。

そして、2005年1月当時ピアスグループでは、アナスタシア事業のさらなる拡大・展開を考えており、アナスタシア社との間で、日本及びアジアにおけるアナスタシアビジネスの独占的实施権の買取りの交渉をしている最中であった。このような時期に、ピアスグループが、アナスタシア事業を他の者が実施できるような技術内容を公開するなどということは、ビジネスの常識としてあり得ない。

また、美容専門誌が特集で取り上げる対象は、日本全国のどこでも一般的に行われているような技術でなく、読者をひきつけるユニークなものであることが必要である。したがって、専門誌である「Urb」が2005年1月号でアナスタシア技術の内容を取り上げたことは、むしろ、当時アナスタシア技術が「日本において一般的に行われていた」ものでないことを証明するものである。

さらに、乙第20号証の記事がそれだけでは原告技術を他の者が実施できないものであることは、わが国では、ピアスグループ及びレビューのほかに原告技術を実施する者がいないことから明らかである。

以上のとおりであり、乙第20号証の雑誌記事は、被告らがピアスグループ以外の他の場所で原告技術を容易に入手・取得できたことの証明にはならない。

4 争点4（被告A及び同Bは「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用したか。）について

【原告らの主張】

(1) リューヴィによる原告技術の使用

リューヴィは、被告サロンにおいて、原告技術と実質的に同じ技術を使用して眉のトリートメントサービスを提供している。

(2) 被告 A 及び同 B による原告技術の使用

被告 A 及び同 B は、リューヴィにおいて、原告ピアスから引き抜いた 5 名の従業員らを通じて、顧客に対して原告技術と同様の眉のトリートメントサービスを提供する事業を展開するとともに、原告技術を用いた眉に関する美容トリートメントの技術指導をするスクールを運営している。

被告 A 及び同 B の上記行為は、自らの仕事に関連して「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用するものであり、甲 5 誓約書記載の誓約に違反する行為である。

【被告らの主張】

(1) リューヴィが使用している技術は、アナスタシア技術とは異なる。また、リューヴィが使用している技術は、原告サロンにおいて使用されている技術とも異なる。さらに、原告サロンにおいて使用されている技術は、本件技術とも異なる。これらの関係は、次のとおりである。

ア 3点決め作業について

(ア) アナスタシア技術では、そもそも眉山の位置決めをしない。眉頭と眉尻の位置決めの方については本件技術と同じである。

(イ) 原告サロンにおいて使用されている技術では、眉山の位置は眉頭から眉尻に沿って骨格が上がって下がっていく中で骨格の一番高くなっている位置である（と被告 B 自身が美容師に教えてきた。）。眉頭と眉尻の位置決めの方については本件技術と同じである。

(ウ) リューヴィが使用している技術では、眉尻の位置は下唇の中央から目尻を結んだ延長線上である。眉頭と眉山の位置決めの方は本件技術と同じである。

イ 描く作業について

- (ア) アナスタシア技術では、4タイプの眉型に決めつけるので顧客の意見を取り入れない。骨格というものを意識しない。眉山の位置は用いない。眉の形を色濃く描いていく点のみが本件技術と一致する。
- (イ) 原告サロンにおいて使用されている技術では、アナスタシア社の4タイプの眉型に決めつけるので顧客の意見を取り入れない、その他は本件技術と同じである。
- (ウ) リューヴィが使用している技術は、本件技術と同じである。

ウ ワックス脱毛作業について

- (ア) アナスタシア技術では、脱毛はペーパーではなく布を用いる。
- (イ) 原告サロンにおいて使用されている技術は、本件技術と同じである。
- (ウ) リューヴィが使用している技術は、本件技術と同じである。

エ 仕上げ作業について

- (ア) アナスタシア技術では、仕上げに眉型は用いない。眉の下にハイライトを入れたりブロウジェルで眉毛の流れを整える点は、本件技術と同じである。
 - (イ) 原告サロンにおいて使用されている技術は、本件技術と同じである。
 - (ウ) リューヴィが使用している技術は、本件技術と同じである。
- (2) 被告 A 及び同 B は美容師ではないから、リューヴィにおいて自ら眉のトリートメントサービスを顧客に提供しておらず、他の美容師にかかるサービスを提供させている事業主体でもない。

5 争点5（被告 A らは甲7誓約書において不使用を誓約した「機密情報」を使用したか。）について

【原告らの主張】

- (1) 被告 A 及び同 B はリューヴィにおいて原告技術を使用しているところ、原告技術は、甲7誓約書記載の「機密情報」に当たる。

また、アナスタシア事業についてのPR活動の方針・内容も、原告技術の内

容を構成し、公開されていない限りは甲7誓約書記載の「機密情報」を構成する。被告Cは、原告ピアスにおいてアナスタシア事業のPR活動を担当し、被告A及び同Bが開催したプレスツアーにも原告ピアスの広報という立場で参加するなど、アナスタシア事業のPR活動において中心的役割を果たす過程において、アナスタシア事業展開のためのPR活動についての「機密情報」に接するとともに、原告ピアス退職後これらの「機密情報」をリ्यूヴィのPR活動に使用している。

- (2) 原告ピアスは、本件導入契約に基づきアナスタシア社からアナスタシア技術の提供を受けるまでは、眉美容に関する技術をまったく有していなかった。原告らは、新宿三越店開店以降、原告らが展開してきたアナスタシア事業において、アナスタシア技術ないしこれを原告らが日本用に発展させた原告技術を使用してきたのである。そして、原告技術は、ピアスグループ内において他の情報と明確に区別して認識できるものであり、原告らが宣伝広告用に外部に積極的に公開したもの以外の原告技術の内容は、第三者に開示してはいけない情報として管理されていた。このことは、アナスタシア事業におけるビジネスプランについても同様であり、さらに、アナスタシア社から提供を受けたアイブ로우製品についてもあてはまる。

【被告らの主張】

- (1) 原告技術に「機密情報」と呼べる部分があるとするれば、公知でないアナスタシア特有の情報部分で、原告らにおいて秘密として管理されている部分であろうが、被告らの知る限りかかる秘密部分は存在しない。

アナスタシア事業に関するPR活動の方針・内容が原告技術に属するとの主張は争う。

- (2) 原告らは、原告技術を「機密情報」として管理していたと主張するが、そもそも公知となっている眉の手入れ方法に関する情報を「機密情報」として管理する意味はない。

6 争点6（従業員の引き抜きについて原告ピアスに対する不法行為の成否）について

【原告らの主張】

(1) 引き抜き行為

被告 A らは、平成18年2月2日にリューヴィを設立し、その後、同年5月17日に東京都渋谷区において被告サロンをオープンし、眉に関する美容トリートメントサービスを開始した。

被告 D らは原告ピアスの元従業員であり、このうち、被告 D、被告 E、被告 F 及び被告 G は、被告サロンのオープン準備の段階からリューヴィに参加し、被告サロンのオープン直後からサービスの提供を開始した。

上記4名が、それぞれ極めて近接した時期に原告ピアスを退職し、退職後直ちにリューヴィに参加していることにかんがみると、同被告らは、原告ピアスを退職する前の時点で、被告 A らにより勧誘を受け、これにより原告ピアスを退職したことは明らかである。さらに、被告 H も、同被告が原告ピアスを退職後直ちにリューヴィに参加していることから、同様に、同被告が原告ピアスを退職する前の時点で、被告 A らによる勧誘を受け、これにより原告ピアスを退職したことは明らかである。

他方、被告サロンは、その開店当初から施術台が4台設置されていた。被告 A らは、いずれも美容師の資格を有しておらず、自らは顧客に施術を実施できなかったことにかんがみると、被告 A ら以外の者がこれらの施術台を用いてサービスを提供することが当初から想定されていたことは明らかである。4台の施術台でのサービス提供を前提とすると、ローテーションを考えると少なくとも5名程度の施術者が必要となるのであり、このようなサロンの準備状況からも、被告 D らが当初から被告サロンにおいて施術することが想定されていたのであり、被告 A らが被告 D らの退職を当初から予定していたことは明らかである。

以上より、被告 A らは、被告 D らに対し、同被告らが原告ピアスに在職中に、被告 A らが経営するリュウヴィへの参加を勧誘し、もって、被告 D らをして原告ピアスから退職せしめたことは明らかである。

(2) 社会的不相当性

被告 D らは、原告らにおけるアナスタシア事業立ち上げ当初の施術者で技術的水準の高い施術者であり、かつ、原告クレディアの店舗における主要人物であって、これらの者が極めて近接した時期に原告らを退職し、退職直後にリュウヴィにおける勤務を開始した。

また、被告 D らは、いずれも原告ピアスに対し甲 5 誓約書及び甲 7 誓約書記載の各誓約をしていたところ、被告 A らはこれを熟知していたから、被告 D らをリュウヴィに引き抜き美容トリートメントサービスを実施させることは被告 D らが上記各誓約に基づき原告ピアスに対して負う義務の違反を誘発するものであり、原告ピアスとの関係において積極的債権侵害に当たる。

以上の事実を併せて考えると、被告 A らの引き抜き行為は、原告らのアナスタシア事業に損害を加えることを意図した社会的に不相当なものであり、原告らに対する不法行為が成立するというべきである。

【被告らの主張】

(1) 被告 D らがリュウヴィに転職した事実はあるが、被告 A らが転職を勧誘したことはない。事実は、被告 A 及び同 B が平成 18 年 1、2 月ころ同僚らに退職のあいさつをしたところ、約 50 名いた美容師のうち両被告を慕っていた被告 D らのうち 4 名が、被告 A 及び同 B のいない原告ピアスで働くことを望まず（上記 4 名は、もともと被告 A 及び同 B が退職意思を表明する以前の段階において、仕事内容、職場での人間関係、百貨店勤務の制限の多さ等を理由に退職希望を有していた）、自らの意思により被告 A 及び同 B に頼み込んでリュウヴィに転職したものである。

(2) 以上のとおり、被告 A 及び同 B が退職することを表明した後、約 50 名の美

容師のうち上記4名から転職の希望があり、被告A及び同Bはこれを受け入れたにすぎない。リューヴィに転職した人数は約50名の美容師のうち被告Dらのみであり、また原告ピアスを退社するに際し業務に支障が生じないよう代替要員の配備や引き継ぎに配慮したうえで、時期を選び円満に退職したものであり、現に原告らの業務に何ら支障も生じていない。

被告Aらが被告Dらに対し、甲5誓約書又は甲7誓約書記載の各誓約に基づく義務に違反させ、積極的債権侵害をしたとの主張は、いずれも争う。原告技術は一般的な技術であり、かつ、原告ピアス自身が世の中に公開している技術であって、甲5誓約書はかかる技術を退職後に使用することを禁ずる意味を持たず、仮に持つとすれば退職後の従業員に過度の制約を課すものとして公序良俗違反となるべきものである。また、甲7誓約書についても、原告技術が一般的な技術であることは上記のとおりであり、リューヴィが原告ピアスの何らかの機密情報を使用している事実もない。

したがって、被告Dらが原告ピアスを退職してリューヴィに入社したことについて、被告Aらに何らの不法行為も成立しない。

7 争点7（原告技術の使用について原告クレディアに対する不法行為の成否）について

【原告らの主張】

原告クレディアは、平成15年7月以来、原告ピアスからアナスタシア事業の日本における商業的实施について許諾を受け、原告サロンを開設してアナスタシア事業を商業的に実施展開している。

したがって、被告Aらがリューヴィにおいて原告技術を使用していることは、原告ピアスに対する債務不履行及び不法行為に当たるとともに、原告クレディアに対する不法行為を構成する。

【被告らの主張】

原告クレディアが原告サロンを開設してアナスタシア事業を行っていることは認

め、その余は否認ないし争う。

8 争点8（従業員を引き抜きについて原告クレディアに対する不法行為の成否）について

【原告らの主張】

原告クレディアは、平成15年7月以来、原告ピアスからアナスタシア事業の日本における商業的实施について許諾を受け、現に原告サロンを開設してアナスタシア事業を商業的に実施展開している。

被告Aらは、原告サロンにおいて稼動していた被告Dらを違法にリ्यूヴィに引き抜いたものであり、かかる行為は、原告ピアスに対する不法行為に当たるとともに、原告クレディアに対する不法行為を構成する。

【被告らの主張】

原告クレディアが原告サロンを開設してアナスタシア事業を行っていることは認め、その余は否認ないし争う。

9 争点9（原告らの損害）について

【原告らの主張】

(1) 原告ピアス固有の損害

ア 原告技術の使用による損害

(ア) 被告A及び同Bの米国での研修参加費用相当損害金350万円

原告ピアスは、被告A及び同Bにアナスタシア技術を習得させるため、両被告をアナスタシア社の研修プログラムに参加させ、研修参加費用として222万円、その他の旅費等経費として130万1696円（通訳料30万円、交通費及び宿泊費100万1696円）の合計352万1696円を支出した。

両被告が得た知識は原告ピアスに帰属すべきものであるところ、両被告はこれを十分に原告らに還元しなかった。原告ピアスにおいて同等のレベルの技能を獲得するためには、同様の研修プログラムに人員を派遣する必要があ

る。したがって、原告ピアスは、両被告の行為により少なくとも上記研修参加費用のうち350万円分の損害を被った。

よって、原告ピアスは、被告A及び同Bに対し、債務不履行又は不法行為に基づき、米国での研修参加費用相当損害金350万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

(イ) アナスタシア事業に係る独占的権利の価値減少分相当損害金2000万円

原告ピアスは、平成18年1月30日、アナスタシア社との間で本件購入契約（争いのない事実(2)ウ）を締結し、アナスタシア社から、アナスタシア技術及びアナスタシア商標等を使用するアナスタシア事業をアジア地域において独占的に実施する権利を 米ドルで購入した。

しかるに、被告Aらは、原告ピアスに在職中に取得した原告技術を公表し、またレビューのためただ乗りして使用し、原告ピアスのアナスタシア事業を希釈化している。その結果、原告ピアスがアナスタシア社から取得したアナスタシア事業についてのアジア地域での独占的権利を害し、その価値を日々減少させている。

今日までのその価値の減少分は、上記権利の購入価格が 円以上であったことを考慮すると、2000万円を下回ることはない。

よって、原告ピアスは、被告Aらに対し、債務不履行又は不法行為に基づき、アナスタシア事業に係る独占的権利の価値減少分相当損害金2000万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

イ 従業員の引き抜きによる損害金240万円

被告Dらのうち4名は、アナスタシア事業の1期生として熟練した施術者であった。施術者としてサービスが提供できるようになるまでには、約3週間の研修の後、約6か月にわたる実地研修が必要である。このうち、前者の研修

に約40万円の費用を要し、その期間の宿泊費として約20万円を要する。したがって、原告ピアスは、被告Aらによる被告Dらの引き抜きにより、少なくとも上記4名分の研修費用相当損害金240万円の損害を被った。

よって、原告ピアスは、被告Aらに対し、不法行為に基づく損害金として240万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

(2) 原告クレディア固有の損害金1000万円

被告Aらは、被告Dらを違法にレビューに引き抜き、同被告らをして原告技術を使用して眉の美容施術を行わしめている。

被告Aらによって従業員の引き抜きが行われた新宿三越店では、引き抜き後3か月の売上げが前年同期月比で合計約1000万円減少し、同じく大丸心齋橋店でも合計約700万円の売上減が発生した。このような売上げの減少は近隣の他店舗では生じておらず、被告Aらによる違法な引き抜き行為による蓋然性が高い。

また、被告D、同G、同E及び同Fの個人別売上実績は、1か月当たりそれぞれ100万円、106万円、75万円及び105万円であり、3か月にすると合計1158万円程度の売上減少に相当する。

したがって、原告クレディアは、被告Aらによる被告Dらの引き抜きにより、少なくとも1000万円の損害を被った。

よって、原告クレディアは、被告Aらに対し、不法行為に基づく損害金として1000万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

(3) 原告ら共通の損害（弁護士費用相当損害金159万円）

原告らは、被告Aらによる原告技術の使用及び従業員の引き抜きにより、本件訴えを提起せざるを得なかった。本件訴訟は高度に技術的専門的訴訟追行能力を要するものであるから、原告らが負担すべき弁護士費用相当損害金159万円

は、被告 A らによる上記行為と相当因果関係がある損害というべきである。

よって、原告らは、被告 A らに対し、不法行為に基づき、弁護士費用相当損害金 159 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

【被告らの主張】

争う。

10 争点 10 (被告 D らは「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用したか。)について

【原告らの主張】

被告 D らは、被告サロンにおいて、原告技術と実質的に同じ技術を使用して眉のトリートメントサービスを提供している。

【被告らの主張】

否認する。

11 争点 11 (原告ピアスの損害)について

【原告らの主張】

原告ピアスは、平成 18 年 1 月 30 日、アナスタシア社との間で本件購入契約 (争いのない事実(2)ウ)を締結し、アナスタシア社から、アナスタシア技術及びアナスタシア商標等を使用するアナスタシア事業をアジア地域において独占的に実施する権利を 米ドルで購入した。

しかるに、被告 D らは、原告ピアスに在職中に取得した原告技術を公表し、またレビューのためただ乗りして使用し、原告ピアスのアナスタシア事業を希釈化している。その結果、原告ピアスがアナスタシア社から取得したアナスタシア事業についてのアジア地域での独占的権利を害し、その価値を日々減少させている。

今日までのその価値の減少分は、上記権利の購入価格が 円以上であったことを考慮すると、2000 万円を下回ることはない。

よって、原告ピアスは、被告 D らに対し、債務不履行又は不法行為に基づき、

アナスタシア事業に係る独占的権利の価値減少分相当損害金2000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

【被告らの主張】

争う。

第4 争点に対する当裁判所の判断

1 争点1（甲5誓約書において原告ピアス退職後の不使用を誓約した「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」とは何か。）について

(1) 甲5誓約書徴求の経緯

証拠（甲2，18ないし20，24，25，27，28，31，42，43，乙10，27，28，被告A本人，被告B本人）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 本件導入契約の締結に至る経緯

(ア) 原告ピアスは，平成14年春ころ，業態開発グループにおいて，ピアスグループにおける新規事業の展開について検討を開始した。被告A（当時は旧姓A'）は，業態開発グループの一員としてこの検討に参加し，平成14年7月12日から10日間，他の従業員3名（うち1名がリーダー）とともに訪米し，米国の化粧品・美容業界の実情調査を行った。このとき，被告Aは，20社程の化粧品会社と商談を行ったほか，ロサンゼルスで眉の美容施術を行うことで有名なヴァレリー氏のサロンを訪問し，同氏と面会して眉サロンに関する話を聞くなどした。また，被告Aは，アナスタシア社のサロンに客として予約を入れ，同サロンにおいて眉の美容施術を体験した。アナスタシア社の創業者兼主宰者であるアナスタシア・ソワレは，マドンナやジェニファー・ロペス，ナオミ・キャンベル等のハリウッド女優やスターを顧客に持っていた。被告Aは，帰国後，マーケティングミーティング（ピアスグループで行う各事業の方向性について検討するための会議であり，原告

ピアス社長によって主催されていた。)において、訪米の結果を報告した。

- (イ) その後、原告ピアスは、ピアスグループにおいてアナスタシア社からアナスタシア技術を導入しこれを事業化するためのプロジェクトに着手することを決定し、平成15年6月、経営企画室長及び法務担当者とともに被告Aをアナスタシア社に派遣した。上記3名は、アナスタシア社との間で、眉の美容施術に関する技術を導入した場合の日本での事業展開の方向性や戦略等について意見交換を行った。

平成15年8月、原告ピアスは、来日したアナスタシア社のO(アナスタシア・ソワレの長女)との間で、眉の美容施術に関する技術導入のための契約の条件等について協議を行った。被告Aはこの協議に参加していた。

その後、原告ピアスでは、経営企画室長及び法務担当者を中心にアナスタシア社との契約交渉を進めた。契約交渉の経過は、その都度事業委員会において報告され承認された。被告Aは、事業委員会のメンバーではなかったが、概ね同委員会の会合に参加していた。

- (ウ) 原告ピアスは、平成15年12月23日、アナスタシア社との間で、甲2契約書を交わし、本件導入契約を締結した。甲2契約書第6条には、次のとおり規定されている。

「6条：ピアスからの技術者派遣教育

アナスタシアは、ピアスがビバリーヒルズに派遣する技術者2名に対し、彼等が「アナスタシア技術サービス」と「製品」販売の実施上必要な専門技能習得のため2週間の教育を実施する。ピアスはその2名の技術者、およびそれらの技術者から教育を受けたピアスの全社員から、彼等がピアスを退職した場合には、アナスタシアの名前、ロゴ、商標あるいは「アナスタシア技術サービス」を日本およびその他の地域で自らの仕事に関連して使用しないという書面合意書入手するものとする。さらに、ピアス社員が、在職中は「アナスタシア技術サービス」に従って眉サービスを行うということを合意

しない限り，この教育は実施しないものとする。ピアス社員が「アナスタシア技術サービス」に従って実施する眉サービスに対し，アナスタシアは本契約に従い支払われるものとする。」

上記条項の第2文は，原文（英文）では次のように規定されている。

"PIAS will obtain written agreement from both technicians, and from every PIAS employee trained by these technicians that, in the event they cease to be PIAS' employees they may no longer use the ANASTASIA name, logo, trademarks or the ANASTASIA Technical Service in connection with their business in Japan or elsewhere."

イ アナスタシア事業の推進

- (ア) 原告ピアスは，日本でのアナスタシア技術の事業化のため，平成16年2月21日，被告Aを新規事業開発ディレクターに，被告Bを新規事業開発ディレクター付に任命し，両被告をアナスタシア事業の責任者とした。
- (イ) 原告ピアスは，日本でのアナスタシア事業を進めるに当たり，当面は日本の代表的な百貨店内に眉専用のサロンを展開する戦略を立てた。
- (ウ) 原告ピアスは，アナスタシア社のサロンでアナスタシア技術の研修を受けるため，被告A及び同Bをアナスタシア社に派遣することに決めた。なお，本件導入契約では，研修を受ける者は原告ピアスの「2名の技術者」とされていたところ（甲2契約書第6条），被告Bは美容技術に関する経験を有していたが，被告Aは美容技術に関する経験は有していなかった。

ウ 米国研修

- (ア) 被告A及び同Bは，平成16年4月12日から2週間，ロサンゼルスのカンザスビルにあるアナスタシア社において研修を受けた。

研修は，アナスタシア・ソワレや他の施術スタッフがサロンで実際に顧客に施術を行っているところを，その斜め後ろ横辺りに立って見て行うという方法で行われ，予めカリキュラムが決まっているものではなく，また，研修

のために時間をとって講義を行うとか、資料を配付するといったことはなかった。アナスタシア・ソワレは、1時間に8人、1日に50人から60人程度の顧客に施術を行っていた。

- (イ) アナスタシア・ソワレは、新規の顧客に対しては、眉頭と眉尻に印を付け、眉型（ステンシル）を使って施術を行っていたが、リピート客に対しては、大半の場合、眉型を使用せずに施術していた。

アナスタシア社の眉型は4種類あり、被告Bは、顧客ごとの眉型の選び方について、被告Aを通じてアナスタシア・ソワレに確認したところ、同人の答えは、「眉頭と眉尻の2点を取り、この2点の位置が合う形がその顧客の眉型だ。」というものであった。

- (ウ) 被告Bは、アナスタシア社での研修以前は眉のワックス脱毛を施術した経験がなかった。被告Bは、施術者がワックス脱毛を行っている際、施術状況を目で見ることによって、施術の順序やワックスを塗る方向及び剥がす方向を覚えた。研修開始後しばらくしてから、ワックス脱毛の練習のためにマネキン（ウィッグ）が与えられたが、表面がビニール製で滑りワックスをうまく塗ることができず、練習にならなかった。

- (エ) 被告Bは、施術状況を見るだけの研修では、日本で実際に施術を行う際に必要な基準ないし理論（アナスタシア社の4種類の眉型の中から顧客のために一つを選ぶ際に、それを顧客に説明して納得させるための基準ないし理論）や技術を習得することができないのではないかと感じ、被告Aの知人等を通じてモニターになってくれる人の紹介を受け、施術スタッフの休日や休憩時間を調べてベッドや椅子の空き状況を確認し、空いたベッドや椅子を借りてモニターの施術を行ったり、被告Aと2人でお互いの腕でワックスの塗り方の練習をするなどした。

エ 平成16年5月10日事業委員会で被告Aの報告

被告Aは、平成16年5月10日、原告ピアスの事業委員会において、米

国における研修の報告とを行うとともに、「ANASTASIA マーケティングプラン」と題してアナスタシア事業のマーケティングプランの提案を行った。同提案に用いられたパワーポイントの画面（甲19）には、「アナスタシア独自のアイブロウメイク理論に基づいたアイブロウトリートメントサービス」、「日本では、眉に特化したサロンは存在しない」、「既存の各化粧品ブランドとは競合しない分野」、「アナスタシアの『アイブロウトリートメント』は...『眉メイク』『眉カット』との差別化が可能」等の記載がある。

原告ピアスは、被告Aの報告と提案を受け、その後、事業委員会及び経営委員会での審議を経て、ピアスグループとしてアナスタシア事業を日本国内で展開していくことを決定した。

オ プレスツアー

被告Aは、アナスタシア事業の展開に向けて雑誌でその宣伝をしてもらうため、ファッション・美容関係の主要雑誌の編集担当者を招待してアナスタシア社のサロンでアナスタシア技術を見学させるためのプレスツアーを企画した。原告ピアスの広報業務を担当していた被告Cは、平成16年7月2日から6日間、被告Aとともにこのプレスツアーに参加した。

カ 被告Bによる原告技術の考案・完成

(ア) 被告Bは、米国における研修から帰国後、日本で行うべき眉の施術方法について統一した基準を作るべく、アナスタシア社のサロンで見聞した施術内容をもとに、モデルを相手に施術の練習を行い、試行錯誤を繰り返しながら、約3か月間をかけて原告技術を完成させた。被告Bによる原告技術の開発経過は次のとおりである。

(イ) まず、被告Bは、眉型（ステンシル）の選び方に関する問題に直面した。なぜなら、アナスタシア・ソワレの指導では、眉型は、

というものであった

が、アナスタシア社の 種類の眉型のうち 種類の眉型は、長さ（距離）がほとんど同じであったため、長さ（距離）だけでは選ぶ基準にならなかったためである。そこで、被告 B は、 種類の眉型について長さ以外に違いがないか、違いがあればそれを眉型を選ぶ基準にすることができるのではないかと考え、改めて眉型を観察したところ、 に違いがあることを発見し、これをもって眉型を選ぶ基準にすることに決めた。具体的には、骨格がなだらかな場合は、眉毛の生え方もなだらかでストレート気味に生えることから、 眉型を選び、骨格の丸みが強い場合は、眉毛の生え方も骨格に沿って鼻筋から弧を描くように丸く生えることから、 眉型を選ぶなど、 の形、換言すれば 形を眉型を選ぶ基準にした。

(ウ) 次に、眉型を眉毛のどの位置に置くかについて、被告 B は、日本人はもともと目と眉毛の間隔が広く、眉毛の下のラインを抜いてしまうとその間隔が余計に広がり目が小さくなると考え、 なるべく沿わせて置くことに決めた。

(I) 次に、被告 B は、眉頭、眉山及び眉尻の 3 点をどこに決めるかという問題に直面した。なぜなら、日本人女性の間では、眉頭、眉山及び眉尻の 3 点が眉を描く際の基準であると一般に考えられていることから、顧客の眉において上記 3 点がどこに来るのかを決める基準を示す必要があるとともに、眉型の中でも上記 3 点の位置を示す必要があったが、アナスタシア社の施術では眉山の位置が不明確であったからである。被告 B が、アナスタシア社に問い合わせたところ、その回答は、「眉山は 」。 敢えて言うなら、 が眉山である。」というものであった。この回答により、眉型の中での上記 3 点の位置が決まったが、顧客の眉の中で上記 3 点の位置をどこに決めるかの基準については、アナスタシア社から指導

はなかった。そこで、被告 B は、顧客の眉における眉山は、骨格の一番高いところ、一般的にいえば、眉毛が生えている一番高い位置と決め、後記の施術者に対する研修においては、眉山は

であると教えることにした。ところが、眉型の眉山（繋ぎ目の位置）をモデルの眉山に合わせてみると、眉頭の位置が合わなくなってしまった。というのも、アナスタシア社の眉型は欧米人の骨格を前提に作られているため、横に広い骨格をもった日本人にはもともと長さが足りないためである。そこで、被告 B は、眉頭の位置については、アナスタシア社の基準（延長線上）にはこだわらず、後記の施術者に対する研修においては、眉頭の位置は で顧客のバランスに応じて変えるようにと教えることにした。

(オ) 眉の描き方ないし仕上げ方については、アナスタシア社の施術は、

眉を整える

というもので、所要時間 1 分程度のものであったが、被告 B は、日本人女性の美意識に応えるためには上記の程度では足りないと考え、日本での施術については次のとおりとすることに決めた。

すなわち、

というものであった。

- (カ) アナスタシア社の施術は、顧客1人につき 分程度で終了するものであったが、以上のような手順を経ることにより被告 B が完成させた原告技術による施術は、顧客1人につき 分ないし 分を要するものとなった。

キ 施術者に対する研修

- (ア) 原告ピアスは、原告サロンで施術を担当する者として美容師資格を有する者を新たに採用するなどして、「新人研修」と称する研修を開始した。

被告 B は、研修用のカリキュラム及びテキストを作成するとともに、トレーナーとして施術者の指導に当たった。研修のカリキュラムは下記(イ)のとおりである。

- (イ) 研修は全17日間、初日を除き午前10時にスタートして終日行われる。

初日は、会社概況、オリエンテーション、マナー教育の後、「アナスタシア眉の理論」として2時間30分の講義が行われ、2日目は、復習の後、製品説明、マナー研修、皮膚科学の講義が行われ、3日目から実技のカリキュラムが開始する。

研修3日目は、ワクシング（ワックス脱毛）の実技に4時間30分の時間が割り振られ、研修生同士で互いの両腕を使ってワックス脱毛の練習を行う。

研修4日目からは、「サービス取得」と称する施術の練習（実技）に多くの時間が割かれる。その時間は延べ60時間弱であり、この間、研修生1人当たり、50ないし60名のモデルを相手に練習（実技）を行う。

多くの研修生は、モデルに合った眉型の選択に苦労し、また、適量のワックスをうまく延ばすことができなかつたり、真っ直ぐに延ばすことができななど、ワックスのかけ方で苦労した。

ク 甲5 誓約書の作成及び徴求

- (ア) 被告 A は、原告サロンにおいて実際に施術を担当する者（美容師資格を有し上記研修を受講する研修生）から徴求するため、上司と相談の上、甲5 誓約書の書式を起案した。甲5 誓約書は、原告ピアス宛に日本文で記載された部分と、アナスタシア社宛に英文で記載された部分とからなるが、いずれの部分においても、「ピアス株式会社との契約を解除した場合は、アナスタシアのブランド名、ロゴ、商標、およびアナスタシアアイブロウトリートメント技術を日本およびその他の地域で、自らの仕事に関連して使用しないことを誓約します。」との記載がある。
- (イ) 被告 B は、「新人研修」の都度、その研修2日目に、研修生に対し、原告ピアス及びアナスタシア社に対して甲5 誓約書記載の誓約をするよう求め、研修生全員から甲5 誓約書を徴求していた。
- (2) 以上の事実に基づき、甲5 誓約書において使用が禁止された「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」は本件導入契約にいう「アナスタシア技術」のみを指すのか、あるいは、「アナスタシア技術」を基礎として原告らにおいて独自に考案・付加した内容を含む技術（原告技術）を含むか否かについて検討する。被告らは、次のとおり主張する。甲5 誓約書は、本件導入契約第6条を受けて作成されたものであるから、同条項と同じ内容の誓約すなわち同条項にいう「アナスタシア技術サービス」(ANASTASIA Technical Service.) を使用しない義務を課すものである。したがって、甲5 誓約書は、アナスタシア技術を基礎として原告らにおいて独自に考案・付加した内容を含む技術であって、アナスタシア技術とは異なる技術である原告技術の使用を禁じたものではない、と。

確かに、原告ピアスの従業員から徴求されたものとして証拠提出されている甲5 誓約書（甲5の1～55、第2事件の甲3～7）は、I（平成17年2月にアナスタシア事業開発部に配属され、被告Bに次いで2代目のトレーナーになった者）の署名のある甲第5号証の18を除き、いずれも美容師資格を有する者が

ら徴求されたものであり、実際、「新人研修」において実技指導に入る前に研修生（美容師資格を有し原告サロンにおいて施術を担当することが予定されている者）全員から徴求していたものである。また、原告サロンの店長のように美容師資格を有さず施術を担当しない者の誓約書は証拠として提出されていないことからすると、甲5誓約書は、もっぱら施術者を対象として徴求されたものであることが認められる（被告らも争点2に関しこれと同趣旨の主張をしている。）

ところで、前記認定によれば、原告ピアスが施術者から甲5誓約書を徴求して、これらの施術者が原告ピアスとの契約を解除した場合（原告ピアスを退職した場合）に、「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を自らの仕事に関連して使用しないことを誓約させた趣旨は、アナスタシア社との間で締結した甲2契約書第6条の履行として行われたものであるとともに、原告ピアスが日本国内（ひいてはアジア全域）で独占的にアナスタシア事業を行うに当たり、原告ピアスを退職した施術者に同技術を使用させないことにより、アナスタシア技術サービス等に関する原告ピアス自身の独占的権利を確保するとの趣旨を含むものというべきである。そして、甲5誓約書徴求の対象である施術者が眉の美容施術に使用するのは原告技術にほかならず、アナスタシア技術そのものではないから、原告ピアスが原告技術とは区別される意味でのアナスタシア技術のみの使用をしない旨の誓約をさせることは、原告ピアスとしては無意味である。すなわち、アナスタシア社としては、自己の保有する技術であるアナスタシア技術そのものの使用をしない旨を原告ピアスの従業員に誓約させる意味はあるものの、原告ピアスとしては、原告技術の使用を禁じてこそ自己の独占的利益を確保し得るのであり、原告ピアスがアナスタシア技術の使用のみを禁じ、原告技術の使用を禁止しないというような意思の下に甲5誓約書を徴求したと解すべき合理的な理由はなく、これらの者に対して原告技術の使用を禁ずるとの意思で甲5誓約書を徴求したと解するのが合理的である。したがって、甲5誓約書記載の誓約を求める原告ピアスにおいては、甲5誓約書の誓約対象は原告技術であると認識していたものと認

められる。

他方、甲5誓約書に署名してこれを提出する施術者としても、同誓約書が「新人研修」において実技の練習が始まる前に被告Bから署名を求められて同被告を通じてこれを原告ピアスに差し入れていたこと、同研修において教育を受けるのは原告技術であって、その基となって原告技術とは区別される意味でのアナスタシア技術ではないことからすると、これらの施術者においても、甲5誓約書は、原告技術を使用しない趣旨のものであると認識し、かかる意思の下に甲5誓約書を原告ピアスに提出したものと認められる。

以上によれば、甲5誓約書で原告ピアス退職後の不使用を誓約した「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」とは、アナスタシア技術（アナスタシア社の技術）ではなく、原告技術（アナスタシア技術を基礎として原告ピアスにおいて独自に考案付加した内容を含む技術）を含むものと解するのが相当である。

2 争点2（被告A及び同Bは甲5誓約書記載の誓約をしたか。）について

- (1) 被告A及び同Bが甲5誓約書を原告ピアスに差し入れたことを認めるに足りる証拠はない。また、被告A及び同Bが甲5誓約書記載の誓約をする旨の明示の意思表示をしたことも、これを認めるに足りる証拠はない。また、甲5誓約書がもっぱら施術者を対象として徴求されたものであることは、上記1で説示したとおりであるところ、被告A及び同Bは施術者ではなく、本来、甲5誓約書の徴求対象者ではない。

しかし、被告A及び同Bは、アナスタシア事業の責任者として、施術者と同様、あるいはそれ以上に原告技術の内容を熟知していたのであり、被告Aは、甲5誓約書による誓約を求める原告ピアスの意向を受けて、自ら甲5誓約書の書式を起案し、被告Bも、原告ピアスの意向を受けて甲5誓約書の徴求を行ったものであるなど、前記認定の甲5誓約書の作成及び徴求に至る経緯に照らせば、被告A及び同Bは、施術者に対して原告ピアスが退職後の原告技術の使用を禁じる理由が、原告技術の拡散を防止することにより原告ピアスのアナスタシア事

業に関する独占的利益を確保する点にあり，そうである以上自らも当然に，むしろ率先して上記誓約に係る禁止事項を遵守すべき立場にあることを認識していたものと認めるのが相当である。

したがって，被告 A は遅くとも甲 5 誓約書の書式を起案した時点において，また，被告 B は最初の「新人研修」において研修生から甲 5 誓約書を徴求した時点において，原告ピアスに対しいずれも甲 5 誓約書記載の誓約をする旨の黙示の意思表示をし，原告ピアスとの間で，かかる内容の合意を成立させたものと認めるのが相当である。

3 争点 3（甲 5 誓約書記載の誓約は公序良俗に違反し無効か。）について

(1) はじめに

甲 5 誓約書は，原告ピアスがその従業員に対して退職後に「アナスタシアアイブロウトリートメント技術を...自らの仕事に関連して使用しないことを誓約」させるものであり，一種の競業避止義務を負わせるものである。

ところで，一般に労働者には職業選択の自由が保障されていることから，労働者が使用者の求めに応じて退職後に使用者と競業するような行為を行わないことを誓約したとしても，競業が禁止される業務の内容に照らし，同誓約が使用者の正当な利益の保護を目的とするものとはいえず，労働者の職業選択の自由を不当に制約するものである場合には，そのような誓約の意思表示は公序良俗に反し無効になるものと解される。

これを甲 5 誓約書に即してみると，原告ピアスが従業員の退職後の不使用を求めた原告技術が，当該従業員の退職時点において，眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であった場合は，その使用を禁ずることは原告ピアスの正当な利益の保護を目的とするものとはいえず，労働者の職業選択の自由を不当に制約するものというべきであるから，甲 5 誓約書による退職後の原告技術不使用の合意は公序良俗に反するものというべきである。

そこで，以下，甲 5 誓約書の誓約対象である原告技術の具体的内容を認定し

(後記(2)), 原告技術が世の中で一般的に用いられている技術であることを裏付ける資料として被告らが提出した乙第9号証及び第11号証ないし第19号証の書籍等及び第20号証の雑誌記事の内容を認定し(後記(3)), これら書籍等及び雑誌記事に照らし, 原告技術が当該従業員の退職時点において眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であったかどうかについて検討する(後記(4))。

(2) 原告技術の内容

証拠(甲29の1・2, 33ないし35, 証人I)及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

原告技術は, 以下の4つの作業, すなわち, 眉頭, 眉山及び眉尻の位置を定める作業(3点決め作業), ステンシル(眉型)に合わせて眉の形(ガイドライン)を描く作業(描く作業), ガイドラインからはみ出た眉毛をワックスを用いて脱毛する作業(ワックス脱毛作業), 仕上げの作業(仕上げ作業), の4つの作業を中核とし, その周辺に存在する技術を含むものであって, その具体的内容は次のとおりである。

ア 3点決め作業

3点決め作業は, 眉頭の位置を,

点を基準に設定し, 眉尻の位置を,

置を,

点を基準に設定し, 眉山の位置を,

点を基準に設定するという作業である。

このうち, 眉山の位置については, 「

点」を基準としつつ, 具体的には,

のポイントを確認

し, これを眉山の位置とする。

イ 描く作業

描く作業は、種類のステンシル（眉型）の中から顧客の骨格に適合したものを選択し、3点決め作業で設定した眉頭、眉山及び眉尻の各位置を基準としてステンシルを設置し、ステンシルに合わせて、ガイドライン（眉の形）を色濃く描いていく作業である。

具体的には、ステンシルを
に合わせて設置し、ステンシルに合わせて眉をいったん描く、その後、顧客の眉山の位置に合わせて で描いた外枠を修正し、さらに顧客の眉に合わせて
しながら、ガイドラインを完成させる。

ガイドラインは、まず顧客を にした状態で、
見る位置から顧客の顔を見ながら描き上げ、次に顧客の
状態で確認しさらに調整して完成する。その際、筋肉の特徴、表情のクセ、左右のバランスを考慮する。

ウ ワックス脱毛作業

ワックス脱毛作業は、
眉毛及び産毛をワックスを用いて脱毛するという作業であり、具体的には、
から成る。各作業の
具体的内容は次のとおりである。

(ア)

a

b

(イ)

a

b

c

o

(ウ)

a

b

(I)

a

b

c

エ 仕上げ作業

- (3) 乙第9号証及び第11号証ないし第19号証の書籍等及び乙第20号証の雑誌
記事の内容

証拠（乙 9，11ないし20）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 乙第9号証の書籍

(ア) 書籍の概要

乙第9号証は，2004年（平成16年）に米国で発行された「How to Create the Perfect Eyebrow」（完璧な眉のつくりかた）と題する英文の書籍〔著者：Victoria A. Bush（ビクトリア・A・ブッシュ）〕の抄本である。

その裏表紙には，著者の言葉として次の記載がある。「ビクトリア・ブッシュは，メイクアップアーティスト，イメージコンサルタント，またアイブロウの熟練技を教える美容サロン業界のプロとしての広範囲にわたる経験や専門知識を駆使して，「完璧な眉のつくりかた」を編集しました。この本で，目元の配置，眉のアーチ（カーブ）の位置，眉頭や眉尻のポイント，昔からあった眉の法則，そして正式な眉テクニックなどに関する広範囲にわたる基礎知識や高度な美容技術を身につけることができます。美容に携わるプロの方が，100枚以上の写真，イラスト，図表によって解説されたこれらテクニックを実践すると，その方は「眉の専門家（達人）」になり，そしてサロンの顧客満足はますますアップし，サロンの収益も上がるであろうことを，著者は確信しています。」

(イ) アイブロウ技術の内容に係る記載

a 眉型に関する記載

同書籍には，描く作業に関連して，「アイブロウビジネス」に用いる道具として「テンプレート（眉型）」を紹介する記載（9頁），「眉の専門家が，顧客の魅力を引き出し，かつ顧客にぴったりな眉の形を選ぶためには，眉型を使うと簡単です。」との記載（88頁），「ちょうどいい長さとおさの眉型をひとつふたつ選びます。」，「眉型を選んだら，眉型を顧客のアイブロウの上に置いて，アイブロウペンシルからアイブロウパウダーを使っ

て、型の中をうめていきます。」との記載（90，91頁）がある。

b ワックス脱毛に関する記載

同書籍（92頁）には、「眉型とブロウパウダーを使った眉毛の除去方法」として、「1．オレンジウッドスティック（脱毛ワックスをすくうためのワックススティック）を使って、できたばかりの眉形からはみ出た必要でない眉の毛をよりわけます。アイブロウパウダーがのっているかのっていないかで、必要な眉毛が必要でない眉毛かを見分けることができます。2．ワックスを使って、必要でない毛を抜いていきます。3．もし顧客が望めば、眉毛を整えるアイブロウジェルを眉毛につけて、のばします。その際、除去した部分の皮膚にはつけないよう、気をつけてください。」との説明が対応する写真とともに記載されている。

また、同書籍（109ないし112頁）には、「ソフトワックスの手順」として、15の作業内容に関する説明が対応する写真とともに記載されているおり、その中には、「5．…毛の生えている方向に沿って、外側へ向かって、内側からワックスを細くのばしていきます。スティックやスパチュラは使ったら捨ててください。ワックスの中へ2度づけはしないでください。」、「6．…毛の流れの方向にワックスペーパーをなでつけてください。」、「7．ワックスが広がっている部分の外側の皮膚を、ぴんと張って押さえます。…」、「8．毛の流れに逆らってすばやくワックスペーパーを引っ張り、ワックスを除去します。決してワックスペーパーをまっすぐに上げないでください。ワックスを除去する間、手をぴったりと皮膚にあてておいてください。」、「9．痛みを軽減させるために、指をすばやく、ワックスしたエリアを押さえるように、置いてください。」等の記載がある。

イ 乙第11号証の書籍

(ア) 書籍の概要

乙第11号証は、平成9年5月20日第1刷発行の「眉から始めるメイク LESSON」と題する書籍の抄本である。

(イ) アイブロー技術の内容に係る記載

a 3点決め作業に係る記載

同書籍では、眉の手入れの手順が、「STEP 1 切る&抜く」(6頁から13頁)という作業と、「STEP 2 描く」(14頁から19頁)という作業の2つに分けて説明されている。

上記「STEP 1」の「カット前の準備」について説明した箇所に、3点決め作業に係り、「基本ルールに従って眉頭、眉山、眉尻の位置を確認しよう」、「眉頭、眉山、眉尻の3点をアイブローペンシルでマークしておこう」、「眉山から眉尻までペンシルで下描きをする」、「眉頭から眉山も描き、理想の眉の下描きが完成。これで準備完了」として、対応する写真とともに作業内容が記載されている(8~9頁)。

そして、眉頭の位置については、「目頭に垂直にアイブローペンシルなどをあて、その線が眉と交差したところが眉頭。」と、眉尻の位置については、「小鼻の脇と目尻を結んだ直線の延長線上に眉尻の位置があるのが理想的。」と、眉山の位置については、「眉頭と眉尻の位置が決まったら、次は眉山。眉頭と眉尻を結んで眉頭から約2/3のところは眉山の位置になるのがポイント。」と説明されている。

b 仕上げ作業に係る記載

上記「STEP 1」の「4か所をチェックして切る&抜く」の箇所に、「眉毛の長さ(A)、うぶ毛の処理(B)、眉頭の処理(C)、まぶたのむだ毛(D)の4か所をチェックしながら、きれいな眉に整えていこうね。」として、対応する写真とともに作業内容が記載されている。そして、Aの眉毛の長さに及びBのうぶ毛の処理については、はさみでカットする旨が、Cの眉頭の処理及びDのまぶたのむだ毛については、毛抜きで抜く

旨の説明がある（10～13頁）。

上記「STEP 2」の「アイテム選び」の箇所に、ペンシル、マスカラ、パウダー等が紹介されており、ペンシルについては「細く自然なラインが描けるから、初心者にもピッタリ」と、マスカラについては「眉の濃いコ、毛足の長いコはひとつあると超便利」、毛流れを整えながら、全体のボリュームをアップして立体感のある眉に仕上げてくれるよ。」と、パウダーについては「肌に溶け込んだソフトな眉を狙いたいときは、絶対コレ！」と説明されている（14頁）。

同じく「STEP 2」の「仕上げはぼかしでキマリ！」の箇所には、「しっかり眉」として、「...さらにマスカラで毛流れを上向きに整えて、ボリューム感をアップさせて仕上げよう。」との記載があり、マスカラが、「マスカラ/ボリュームのある眉にしたいときにお役立ちのプロウマスカラ。」として写真入りで紹介されている（23頁）。

「梨花さんの目」の箇所には、「...アイカラーは、微妙にトーンの違うベージュ系の2色を使って、ハイライト効果を出し、まつ毛を強調しちゃおう。」と記載されており、その手順が、まず「1 カラーを重ねてまぶたにグラデーション」として、「まぶた全体にベージュ系のアイカラーをのせ、眉下と目のきわにはさらに重ねる。」、次に「2 まぶたのくぼみに少し濃い色を」として、「キャメル系のベージュカラーをまぶたのくぼみに沿って。まつ毛を強調するテクだよ。」として、写真入りで説明されている（101頁）。

「asamiさんの眉」の箇所には、「2 眉の毛流れは透明マスカラで」として「眉の毛流れは、透明タイプのマスカラを使えば簡単に整えられる。毛を持ち上げるように。」との説明が写真入りでなされている（104頁）。

「asamiさんの目」の箇所には、「3 眉山の下にハイライトを」とし

て「眉山の下にベージュやライトブラウンのアイカラーを入れて，立体感をもたせる。」との記載がある（１０５頁）。

c ワックス脱毛に関する記載

同書籍には，ワックス脱毛に関する記載はない。

ウ 乙第１２号証の書籍

(ア) 書籍の概要

乙第１２号証は，平成８年発行の「眉の法則」と題する書籍の抄本である（発行年は弁論の全趣旨により認定）。

(イ) アイブロー技術の内容に関する記載

a ３点決め作業に関する記載

同書籍の「基礎知識 位置と名称」の「眉のかたち」の箇所（７頁）に，眉山の位置について「目尻から垂直に引いた線と，眉弓筋がぶつかる点」と（判決注：「眉弓筋」の意味については，同書籍６頁で「眉をつり上げたときに，帯状に盛り上がる筋肉」と説明されている。），眉尻の位置について「小鼻と目尻を結んだ延長線が，眉弓筋にあたる点」と，眉頭の位置について「密集した毛の内側に，１～２本太い毛が生えているところ」と説明されている。

b 眉型の使い方に関する記載（描く作業及び仕上げ作業に関する記載）

同書籍の「なりたい眉の作り方」の箇所（２３頁）に，「型紙の使い方」について，「眉カット時の利用法」と「眉メイク時の利用法」の使い方が紹介されている。「眉カット時の利用法」として，「型紙の眉を切り抜き 穴が開いた方の紙を自分の眉に合わせます。（…）濃く描けるペンシルを使って，枠に沿って線を引きます。型紙をはずし，線の外にはみ出ている毛をカット。」と，「眉メイク時の利用法」として，「カット時に使った，穴の開いたほうの紙を眉に合わせ，眉の上ラインだけをペンシルで薄く描きます。型紙をはずし，描きこんだ上ラインに合わせ

て、基本どおりに描いていきます。型紙を裏返し、反対側の眉も描きま
す。」と説明されている。

c ワックス脱毛に関する記載

同書籍には、ワックス脱毛に関する記載はない。

エ 乙第13号証の書籍

(ア) 書籍の概要

乙第13号証は、平成9年5月1日初版第1刷発行の「きれいになる目元
と眉メイク上達法」と題する書籍の抄本である。

(イ) 原告技術の内容に関する記載

a 仕上げ作業に関する記載

同書籍の「これがクール眉！」の箇所(39頁)に、「クール眉の基本
プロセス」として、「1 眉の周りのムダ毛を抜く」、「2 飛び出した毛
をカット」、「3 眉山の位置を決めて眉を描く」、「4 アウトラインをぼ
かす」、「5 眉マスカラで整える」の5つのプロセスが対応する写真とと
もに示されている。このうち、上記「1」については「まずは毛抜きで眉
の周りのムダ毛を抜いていきます。理想の眉をペンシルで描いてから抜く
と形が整えやすいのでオススメの方法です。」と、上記「2」については
「次に伸びすぎた毛をハサミでカットします。…」と、上記「5」につい
ては「眉が黒く濃いときや、薄すぎるときは眉マスカラで色を調節して。
乾いてから固まった部分を中心にスクリーブブラシでとかします。」と説
明されている。

b ワックス脱毛に関する記載

同書籍には、ワックス脱毛に関する記載はない。

オ 乙第14号証の書籍

(ア) 書籍の概要

乙第14号証は、平成7年10月10日第1刷発行の「眉メイクとアイメ

イクの秘訣」と題する書籍の抄本である。

(イ) アイブロー技術の内容に関する記載

a 3点決め作業に関する記載

同書籍の「PART 1 藤原美智子さんに習う美しい眉の作り方」の箇所に「基本の3つのルール」として、「ルール1 上のラインは『眉弓筋』のラインに合わせます」(判決注:「眉弓筋」の意味については、上記記載の下で「眉を動かす筋肉」と説明されている。),「ルール2 下のラインは目を開けたときの丸みに沿って。」「ルール3 長さは、眉頭から延ばした水平な線の延長線上まで」との記載がある(8頁ないし9頁)。

また、上記記載の下に「眉の各部の名称を正しく覚えましょう」として、「眉頭は、鼻に近い部分の、眉毛が急角度で斜め上に向かってはえている範囲。眉山は、目尻(上まぶたと下まぶたとの接点)の真上。眉尻は眉山から眉の最後までをさします。」との説明がある(9頁)。

同書籍の「PART 4 渡辺サブロオさんが演出する『今、注目の3タイプの眉』」の箇所に「ピークド型」と称する眉の作り方が紹介されており、「ピークド(眉山)と眉尻の位置を、この写真の中の線のように、棒をあてて決めておく」との記載がある(写真中、眉山の位置については、眉頭と反対側の目頭を結んだ線の延長線上の点が示されており、眉尻の位置については、小鼻と目尻を結んだ線の延長線上の点が示されている。)

b 仕上げ作業に関する記載

上記「ピークド型」と称する眉の作り方の手順について、「6 眉にマスカラをつけた後(つけ方は33ページのコラム参照)、こめかみのはえ際と平行な角度で眉尻を描き足します」との説明がある(29頁)。

同書籍の「PART 5 使いやすく効果の上がる道具をフル活用 美しい眉のための道具選び」の箇所に、アイブローシザー(はさみ)、ツイザー(毛抜き)、アイブローペンシル、アイブローパウダー、眉専用の

マスカラ等が紹介されている。

c ワックス脱毛に関する記載

同書籍には、ワックス脱毛に関する記載はない。

カ 乙第15号証の書籍

(ア) 書籍の概要

乙第15号証は、平成7年11月27日第1刷発行の「トニータナカの眉メイクテキスト」と題する書籍の抄本である。

(イ) アイブロウ技術の内容に関する記載

a 3点決め作業に関する記載

同書籍の「顔だちのバランスと眉のプロポーションを知る」の箇所に、「眉のあるべき場所は決まっています。それをふまえて基本のプロポーションをつくりましょう」として、「眉頭、眉山、眉尻をつくる位置」について対応する写真とともに、次のような説明がされている。「眉頭（A）は、小鼻の内側と外側の延長線の間、眉山（B）は、黒目の外側と目尻を結んだ延長線の間、眉尻（C）は、小鼻と目尻を結んだ延長線と目尻の間が、基本的なプロポーションです。この範囲の中であれば、どんな形の眉でも、不自然ではありません。また、眉頭、眉山、眉尻にはそれぞれ、移動可能な幅があり、その幅の中でどの位置におくかによって、眉が与える印象は変わってきます。」（30頁ないし31頁）

b ワックス脱毛に関する記載

同書籍には、ワックス脱毛に関する記載はない。

キ 乙第16号証のカタログ

(ア) 発行時期等

同カタログは、平成8年発行の「エレガンスコスメティックプロダクツプロ用美容総合カタログ」と題するカタログの抄本である。

(イ) アイブロウ技術の内容に関する記載

a 眉型に関する記載

同カタログには、計24パターンのカットステンシル(眉型)を含むセット商品(21頁)及び「型抜きステンシル」付きのセット商品(23頁)が掲載されている。

b ワックス脱毛に関する記載

同カタログには、ワックス脱毛に関する商品は掲載されていない。

ク 乙第17号証のインターネット記事

(ア) 記事の概要

同記事は、財団法人日本エステティック研究財団による「エステティック業に関する情報」とのタイトルが付された記事であり、エステティック業界の実態調査の結果が示されている。調査期間は、郵送調査が平成12年6月から同年12月まで、電話調査が平成12年8月から平成13年1月までとされており、回収状況については、NTTタウンページ《エステティックカテゴリー》登録店数1万4333店、調査対象としたエステティックサロン総数1万1135店、郵送・電話による有効回答総数5452店とされている。

(イ) ワックス脱毛に関する記載

同記事には「全国7地区営業種目導入率」として、「フェイシャル」、「ボディケア」、「ワックス脱毛」、「ブライダル」、「痩身」、「フットケア」等の営業種目の導入率及びその順位が記載されており、「ワックス脱毛」の導入率として、全国平均56.2%、北海道48.9%、東京都60.5%、静岡県53.6%、大阪府52.7%、広島県64.3%、福岡県44.7%、沖縄県59.3%との記載がある。しかし、上記各営業種目が具体的に何を指すかについての説明はなく、「ワックス脱毛」についても、これが眉に関するワックス脱毛を指すものであることを示す記載はない。

ケ 乙第18号証の1ないし5のインターネット記事

(ア) 記事の概要

乙第18号証の1ないし5は、インターネットのヤフーに出店した各号証記載のサロンがそのサービス内容等を紹介した記事であり、平成19年10月にプリントアウトされたものである。

(イ) ワックス脱毛に関する記載

- a 乙第18号証の1の記事には、「ハリウッドセレブの間で大人気の眉スタイリング A（判決注：サロンの名称）の眉マジック。あなたも憧れのセレブ眉」との記載があり、「眉スタイリングのプロセス」として、「デザインした眉からはみ出た不要な毛をワックスで徹底的に脱毛します。これにより自己処理ではできない産毛まで綺麗に取り除く事ができます。」との記載がある。
- b 乙第18号証の2の記事には、「眉カット」について、「目元をキリッと引き締め、お手入れの行き届いた印象を与えます。『15分間のフェースリフト』と呼ばれるこの眉カットにより、お顔の印象を大きく変えることができます。当サロンのエステティシャンはワックスを使ってムダな眉毛を脱毛し、完璧なアーチを仕上げていきます。」との記載がある。
- c 乙第18号証の3の記事には、「眉スタイリング」として「海外セレブ達の間で火がついたアイブロウスタイリングをご存じですか?」、「お家でも効果が持続するように、ただ眉カットするだけではなく、徹底的にむだ毛をワックス脱毛（永久脱毛ではありません。）いたしますので、効果は約1ヶ月持続します。」との記載がある。
- d 乙第18号証の4の記事には、「ワックス脱毛」として、「...当サロンのフェイシャルのワックス脱毛は、美しい仕上がりを皆様に喜んで頂いております。ワックス脱毛が不可能な部位はございません、...」との記載があり、部位別の価格表が示されており、その中には「眉（シェイピング込み）」の価格も記されている。

e 乙第18号証の5の記事には、「アイブローケアの流れ」の「眉のお手入れ」の中にワックス脱毛の記載がある。

コ 乙第19号証の1ないし4のインターネット記事

(ア) 記事の概要

乙第19号証の1ないし4は、インターネットのヤフーに出店した各号証記載の店舗が取扱商品等を紹介した記事であり、平成19年10月にプリントアウトされたものである。

(イ) 眉型に関する記載

上記各号証には、各々の店舗の取扱商品として、眉型（乙第19号証の1及び2の店舗では「ステンシル」の名称で2タイプ計6種類、同号証の3の店舗では「テンプレート」の名称で2種類、同号証の4の店舗では「ステンシル」の名称で3種類）が紹介されている。

サ 乙第20号証の雑誌記事

(ア) 記事の概要

乙第20号証は、「U r b」と題し、副題を「28歳からのビューティチャージマガジン [アーブ]」とする女性向けの美容雑誌の2005年（平成17年）1月号に掲載された記事である。

同記事は、「マドンナにもダメ出しする『クイーン・オブ・アーチ』が来日！ アナスタシア・メソッドなら、すっぴんでも怖くない。」とのタイトルの下、来日したアナスタシア・ソワレについて、「理想の眉が見つければ、メイクも思うがまま。眉は美、美は自信よ」等の同人の言葉を写真とともに紹介し、2頁目で「アナスタシア・メソッドの全行程を一挙大公開！」として、7つの工程を写真入りで紹介している。

(イ) 作業内容に関する記載

上記7つの工程の作業内容に関する記載は次のとおりであり、各工程ごとに対応する写真によって作業内容が示されている。各写真には、仰向けの状

態で施術を受けているモデルの様子が写っている。

a 「1 眉の3ポイントとアーチの形を決める」

「小鼻の中心の延長上に眉頭，小鼻の脇と目尻を結ぶ延長上に眉尻を決める。眉頭と眉尻を合わせ，型に自然に眉が入るステンシルを選び眉山を決める。」

b 「2 ステンシルを当て，パウダーで輪郭を描く」

「ステンシルを当て，ブロウパウダーで型の中を塗りつぶす。眉の輪郭をとるため，濃い目にパウダーをとってしっかり描く。」

c 「3 ステンシルを外し，輪郭以外の部分を脱毛」

「ステンシルを外し，型からはみ出た部分をワックス脱毛。残った毛はツイザーで抜く。細かいうぶ毛が除去され，眉の美しさがアップ。自分で行う普段のお手入れはツイザーで。」

d 「4 パウダーを拭き取り，赤みをカバーする」

「輪郭をとるために塗ったパウダーを拭き取る。その後，ビタミンE・A配合のコンシーラーで赤み，ムラをカバーする。」

e 「5 ステンシルをあて，仕上げのパウダーを」

「再びステンシルをあて，仕上げ用のパウダーを塗る。パウダーは薄目にとり，色を混ぜて加減しながら塗るとナチュラルな仕上がりに。」

f 「6 パール入りペンシルでアーチに立体感を」

「眉下にクリーミーなパールペンシル，アイライトシマーを入れると，眉骨が際立ち，目の美しさがさらにアップ。」

g 「7 ブロウジェルを塗りブラシで毛流れを整える」

「眉頭から眉尻にかけてブロウジェルを塗り，下向きになりがちな毛流れをブラシで横に流す。仕上げにジェルの上から再度パウダーを。」

(4) 原告技術は平成18年当時眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であったか

上記(3)で認定した書籍等の各記載内容に照らし、以下、原告技術が被告らの退職時点（平成18年3月31日から同年5月15日までの間。ただし、被告Hについては同年12月15日。）において眉の美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であったかどうかについて検討する。

ア 3点決め作業について

(ア) 3点決め作業は、

設定するという作業であり、このうち、眉山の位置については、「

」を基準としつつ、

のポイントを確認し、これ

を眉山の位置とする、というものである。

(イ) 眉を描く際に、眉頭、眉山及び眉尻の3点が基準になるという点については、乙第11号証の書籍（平成9年5月20日第1刷発行）、同第12号証の書籍（平成8年発行）、同第14号証の書籍（平成7年発行）、同第15号証の書籍（平成7年11月27日第1刷発行）に記載がある。

その記載内容及びこれらの書籍がいずれも市販されており、容易に入手し得るものであることからすると、眉頭、眉山及び眉尻の3点は、平成18年時点において、わが国の美容業界で眉の手入れに関するサービスを提供する際の基準となっているだけでなく、女性が自ら眉の手入れをする際の基準としても一般的なものになっていたものと認められる。

したがって、これら3点を定めること自体は、平成18年時点において眉の手入れに関するサービスを提供する美容施術者であれば誰もが考える事柄であり、これらの者にとって容易に取得ないし習得できる事柄であったと認

められる。

- (ウ) これに対し、眉頭、眉山及び眉尻の3点を具体的にどのようにして定めるかについては、上記各書籍の記載でも様々である。この点に関しては、乙第15号証の書籍に「眉頭、眉山、眉尻にはそれぞれ、移動可能な幅があり、その幅の中でどの位置におくかによって、眉の印象は変わってきます。」との記載があるように、3点の具体的な位置が異なればできあがる眉の印象が違ってくることになるから、3点の具体的な決め方は、どのような眉を作りたいかに関するメイクアップアーティストや個々の女性の考え方や感性によって異なるものと考えられる。

そこで、原告技術における3点の具体的な決め方が、平成18年当時容易に取得ないし習得できる事柄であったか否かを検討するに、原告技術における眉山の位置は、上記のとおり、「

」を基準としつつ、具体的には

、これを眉山の位置とするものであり、証拠（甲29、33、乙20、証人I）及び弁論の全趣旨によれば、このような決め方は、顔のバランスを平面的にのみとらえるのではなく、

整えることを目的としたものであることが認められる。

しかして、前記各書籍等のうち、3点の具体的な決め方についての記載があるものを見ると、いずれも顔のバランスを平面的にのみとらえているものであり（乙11、12、14、15）、
整えるとい
う視点から位置決めをしたと考えられるものは見当たらない。他に、平成
18年当時、3点決め作業に当たって
考慮した技
術が存在したことを認めるに足りる証拠はない。

- (エ) 以上によれば、3点決め作業に関する原告技術のうち、眉山の位置決め
の仕方は、平成18年時点において眉の美容施術者であれば容易に取得ないし

習得できる技術であったとは認められない。

なお、上記の眉山の位置決めの方は、前記 1 (1)カで認定したとおり、被告 B がアナスタシア技術を基礎としながら自ら工夫して考案したものである。しかし、被告 B は、原告ピアスの新規事業開発ディレクター付又はアナスタシア事業開発部の事業ディレクターとして、原告ピアスの行うアナスタシア事業を推進する一環として上記考案をしたものであるから、その技術内容は原告ピアスに帰属する原告技術の一内容を構成しているのであり、被告 B が甲 5 誓約書記載の誓約をしている以上、同誓約に基づいてその使用が禁止されることはいうまでもない。

イ 描く作業について

(ア) 描く作業は、種類のステンシル（眉型）の中から顧客の骨格に適合したものを選択し、3点決め作業で設定した眉頭、眉山及び眉尻の各位置を基準としてステンシルを設置し、ステンシルに合わせて、ガイドライン（眉の形）を色濃く描いていく作業であり、具体的には、ステンシルを

に合わせて設置し、ステンシルに合わせて眉をいったん描く、その後、顧客の眉山の位置に合わせて で描いた外枠を修正し、さらに顧客の眉に合わせて

しながら、ガイドラインを完成させる、ガイドラインは、まず顧客を にした状態で、 見る位置から顧客の顔を見ながら描き上げ、次に顧客の 状態で確認しさらに調整して完成する、その際、筋肉の特徴、表情のクセ、左右のバランスを考慮する、というものである。

(イ) むだ毛の処理の前にステンシル（眉型）に合わせてガイドライン（眉の形）を描くという点については、乙第 1 2 号証の書籍（平成 8 年発行）に「型紙の使い方」として記載されており、また、同第 1 6 号証のカタログ（平成 8 年発行）はステンシルを含むセット商品が紹介されている。

上記事実からすると、眉の形を描く際にステンシル（眉型）を使用すること自体は、平成18年時点において、眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる事柄であったものと認められる。

(ウ) また、上記のステンシルの設置方法、及び同のガイドラインの修正作業は、ステンシルを用いる場合、多かれ少なかれ試みるものであり、特段の工夫を要するものではないから、これらも容易に取得ないし習得できる事柄であったものと認められる。

(イ) 上記の、ガイドラインを描く際に顧客を仰向けにするという点については、乙第20号証の雑誌〔2007年（平成17年）1月号〕記事において、仰向けになったモデルの様子を写した写真とともに作業内容の説明がなされており、平成18年時点において、容易に取得ないし習得できる事柄であったと認められる。また、そのようにしてガイドラインを描いた後、顧客の体を起こした状態で確認、調整して完成させるという点については、眉の手入れを行う際に通常行っている事柄であるし、また、その際に筋肉の特徴等を考慮するという点についても、眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得することができない事柄であるとまではいえない。

(オ) 以上によれば、描く作業に関する原告技術は、いずれも平成18年時点において眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であったものと認められる。

ウ ワックス脱毛作業について

(ア) ワックス脱毛作業は、

眉毛及び産毛をワックスを用いて脱毛するという作業であり、具体的には、
、
、
から成る。

被告らは、ワックス脱毛は今日エステティックサロン業界で当たり前のように行われており、眉のワックス脱毛も同様であるとし、これが一般的な技

術であることは、乙第9号証の書籍、同第17号証及び同第18号証の1ないし5のインターネット記事から明らかであると主張するので、以下検討する。

(1) 乙第9号証の書籍について

a なるほど、乙第9号証の書籍〔2004年（平成16年）発行〕には、ワックスを用いて必要でない毛を抜くことについて写真入りの説明があり、また、その作業内容についても、15の工程に分けて対応する写真とともに説明がなされている。そして、その中には、次のような、原告技術に含まれる作業と同内容の作業に関する説明もある。

(a) 原告技術の 作業では、
とされているところ、上記書籍には「5...毛の生えている方向に沿って、外側へ向かって、内側からワックスを細くのばしていきます。」との記載がある。

(b) 原告技術の 作業では、
とされているところ、上記書籍には「6...毛の流れの方向にワックスペーパーをなでつけてください。」との記載がある。

(c) 原告技術の 作業では、
とされているところ、上記書籍には「7.ワックスが広がっている部分の外側の皮膚を、ぴんと張って押さえます。...」、「8.毛の流れに逆らってすばやくワックスペーパーを引っ張り、ワックスを除去します。決してワックスペーパーをまっすぐに上げないでください。ワックスを除去する間、手をぴったりと皮膚にあてておいてください。」との記載がある。また、原告技術では、

とされ

るところ，上記各サロンが平成18年当時から既に眉の脱毛を行ってきたことを示すものはない。

したがって，上記各記事をもって，平成18年当時眉のワックス脱毛が一般的な技術であったことを示す証拠とみることはできない。他にこの事実を認めるに足りる証拠はない。

- (オ) 以上のとおり，平成18年当時，眉のワックス脱毛の技術・作業に関する記述があるのは，乙第9号証の書籍〔2004年（平成16年）発行〕のみであるところ，同書籍は米国で発行されたものであって，平成18年時点において容易に入手することができたものであるか否かは明らかでない。また，同書籍の日本語への翻訳版あるいは同内容の日本語の書籍等が出版されていると認めるに足りる証拠はない。他に，同書籍に記載された眉のワックス脱毛に関する記載が容易に入手することができたと認めるに足りる証拠はない。
- (カ) なお，被告らは，平成18年当時わが国において既に，乙第1号証の「L」や乙第2号証の「M」のように，原告らよりも前から原告技術と同様の眉の美容施術をビジネスとしている先行者が存在していた旨主張するが，仮に被告らの主張事実が認められるとしても，同事実は，平成18年当時わが国において眉のワックス脱毛に関する技術が容易に取得ないし習得することができるものではなかったとの上記認定を左右するものではない。その理由は次のとおりである。

- a 確かに，証拠（乙1の1・2）及び弁論の全趣旨によれば，上記「L」は，そのホームページ（平成19年5月18日にプリントアウトされたもの）において，同サロンが女性雑誌2000年11月号（乙1の2の左上部に「2003/11月 anan」とある。）「達人たちが教えてくれた即効ビューティ裏情報」の中で，「アナスタシア・ソワレの技術を受け継ぐサロンでセレブ眉に！」として掲載されたことを紹介していることが認められる。

しかし、そもそも上記雑誌に眉のワックス脱毛に関する情報が記載されていたことを認めるに足りる証拠はない。

- b また、証拠（乙2）及び弁論の全趣旨によれば、上記「M」は、そのホームページ（平成18年7月28日にプリントアウトされたもの）において、「知らない間に流行は変わっている 『世界の眉』事情 WAXを使った『アイブロウトリートメント』日本初上陸！ ... 90年代初めからなかばにかけて、マドンナやナオミ・キャンベルらのドラマティックな眉が話題に上がり、以来眉は美の中心となり現在、美の先進国LAのお洒落な女性はみんな『自分の眉のアーティスト』を持っています。2001年夏アメリカ研修にて習得し、ヴァンサンカン10月号でも発表いたしました『アイブロウトリートメント』をいよいよ当サロンで行えるようになりました。...」として、「『アイブロウトリートメントサービス』のプロセス」としてワックス脱毛を含む作業内容を写真入りで紹介していること、このうちワックス脱毛については、「1. 温められたワックスを厚めに眉周辺に塗ります。」、「2. シートを貼り、ムダ毛を一気に抜きます。プロの手にかかれば、思ったほど痛みはありません。ここで大まかなラインを作ります。」という説明がなされていることが認められる。

しかし、ワックス脱毛について紹介されているのは、上記の2つのプロセスだけであり、それ以外に、原告技術における 準備作業（ワックスの温度を何度か保つか等）、ワックスを顧客の皮膚に延ばす作業（1回当たりのワックスの使用量、ワックスを延ばす方向等）、ワックスをペーパーで押さえる作業（ペーパーで押さえる方向等）、ペーパーを剥がす作業（ペーパーを剥がす方向等）の具体的な内容に関しては何ら紹介されていない。また、上記ホームページへのアクセス件数も明らかでないことも併せ考慮すると、上記「M」がそのホームページにおいて上記内容の紹介等をしているとの事実のみから、ワックス脱毛に関する原告技術が平成

18年時点において容易に取得ないし習得できるものであったと認めることはできない。

- (※) かえって、わが国で発行された乙第11号証ないし第15号証の書籍（発行年は平成7年ないし平成9年）のいずれにも眉のワックス脱毛に関する記載はなく、また、乙第16号証のカタログ（平成8年発行）は、プロ用の美容総合カタログであるが、これにも眉のワックス脱毛に関する商品が掲載されていないことからすると、わが国においては、平成9年時点ではいまだ眉のワックス脱毛はほとんど認知されていなかったものと認められる。そして、平成18年までの間に眉のワックス脱毛について記載した一般書籍や美容雑誌等が発行されたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、被告らが原告ピアスを退職した平成18年3月ないし5月当時（ただし、被告Hの退職は同年12月）、眉のワックス脱毛に関する技術は眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得することができたものとはいえないものと認められる。

エ 仕上げ作業について

- (ア) 仕上げ作業は、

とい

う作業である。

- (イ) このうち、ツイザー（毛抜き）やはさみで眉毛を整える点については、乙第11号証の書籍（平成9年5月20日第1刷発行）の10頁から13頁、及び乙第13号証（平成9年5月1日初版第1刷発行）の書籍の39頁に同旨の記載があり、乙第14号証（平成7年発行）の書籍の「美しい眉のための道具選び」の箇所ではアイブロウシザース（はさみ）及びツイザー（毛抜き）が紹介されている。

次に、理想的な眉のラインに対して眉毛の足りない部分をパウダーやペン

シル等を用いて描くという点については、乙第11号証の書籍の「アイテム選び」の箇所、ペンシル、パウダー等の紹介がされている。

また、眉の下にハイライトを入れる点については、乙第11号証の書籍の101頁及び105頁に同旨の記載がある。

そして、プロウジェルを付けて眉毛の流れを整えるという点については、乙第11号証の23頁及び104頁、乙第13号証の39頁、乙第14号証の29頁に同旨の記載があり、乙第11号証の書籍の「アイテム選び」の箇所及び乙第14号証の「美しい眉のための道具選び」の箇所ではマスカラが紹介されている。

(ウ) 以上によれば、仕上げ作業に関する原告技術は、いずれも平成18年時点において眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であったものと認められる。

(5) 結論

以上のとおり、原告技術に関して、3点決め作業（ただし、眉山の位置決めの仕方を除く。）、描く作業及び仕上げ作業に関する技術については、その個々の作業で見ると、被告らの退職時点（平成18年3月31日から同年5月15日までの間。ただし、被告Hについては同年12月15日。）において眉に関する美容施術者であれば容易に取得ないし習得できる技術であったといえる。これに対し、3点決め作業のうち眉山の位置決めの仕方及びワックス脱毛作業に関する技術については、同時点において容易に取得ないし習得できる技術であったとはいえない。

したがって、甲5誓約書のうち、被告らに対し原告ピアス退職後3点決め作業（眉山の位置決めの仕方を除く。）、描く作業及び仕上げ作業に関する原告技術の不使用を誓約させる部分は、その個々の作業に関する技術の使用を禁止する趣旨であれば、原告ピアスの正当な利益の保護を目的とするものとはいえず、被告らの職業選択の自由を不当に制約するものというべきであるから、公序良俗に違反

するものというべきである。

これに対し、甲5誓約書のうち、被告らに対し原告ピアス退職後に眉山の位置決め仕方及びワックス脱毛作業に関する原告技術を使用しない旨誓約させる部分は、上記作業を含む全体としての原告技術の使用を禁止するものであるから、使用者である原告ピアスの正当な利益の保護を目的とするものであるといえる。そして、被告らに対し眉山の位置決め仕方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術の不使用を誓約させたとしても、下記の事情を考慮すれば、被告らの職業選択の自由を不当に制約するものではないというべきであるから、甲5誓約書のうち、被告らに対し原告ピアス退職後に眉山の位置決め仕方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術を使用しない旨誓約させる部分は、公序良俗に違反するものということとはできない。

すなわち、被告らは、リューヴィの取締役又は従業員であるところ、証拠（甲9、16、21）によれば、リューヴィは、眉の美容施術のみを目的とするものではなく、広くビューティサロン及びエステティックサロンの経営、飲食店業、人材の教育訓練、指導及び育成事業、化粧品及び健康商品の製造、輸出入、販売等を目的としており、現に、ワックス脱毛を含む「アイブロウトリートメント」のほか、「アイラッシュトリートメント」としてまつげのパーマやつけまつげの施術、「ワックス」としてフェイスライン等のワックスの施術等を行い、また眉に関連する化粧品の販売を行っていることが認められる。したがって、眉山の位置決め仕方及びワックス脱毛を含む全体としての原告技術の使用を禁止したとしても、それ以外の眉の施術一般が禁止されるわけではない上、その他の眉に関連する化粧品の販売も妨げるものではないから、リューヴィにおける被告らの就業の機会を不当に奪うことにはならない。

以上のとおりであるから、甲5誓約書記載の誓約は、被告らに対し、原告ピアス退職後において、原告技術のうち3点決め作業（眉山の位置決めの方を除く。）、描く作業及び仕上げ作業に関する部分を個々に又はその全部の不使用を誓

約させる部分については、公序良俗に違反し無効というべきであるが、眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術の不使用を誓約させる部分については、公序良俗に違反するものではなく、有効というべきである。

4 争点4（被告 A 及び同 B は「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用したか。）について

(1) リューヴィは原告技術を使用しているか

リューヴィが被告サロンにおいて、眉尻の位置決めの方を除き、全体として本件技術を使用していることは当事者間に争いが無い。これに証拠（甲 33, 35, 証人 I）及び弁論の全趣旨を併せれば、リューヴィは、眉尻の位置決めの方を除き、全体としての原告技術を使用しているものと認められる。

(2) 被告 A 及び同 B が原告技術を「使用」しているか評価できるか

被告らは、被告 A 及び同 B はリューヴィにおいて自ら眉のトリートメントサービスを顧客に対して提供しておらず、他の美容師にかかるサービスを提供させている事業主体でもないから、原告技術を「使用」しているものではないと主張する。

確かに、被告サロンにおける美容施術及びスクール運営という営業を行っている主体は、リューヴィであって、被告 A 及び同 B ではない。しかし、会社経営は取締役会の意思決定に基づくものであり、それは取りも直さず取締役会を構成する個々の取締役の意思を反映したものである。リューヴィが眉の美容施術に関する営業（上記スクールの運営を含む。）を行うことについても同様に、被告 A 及び同 B から取締役の意思を反映したものである。

したがって、被告 A 及び同 B は、リューヴィの取締役として、取締役会における意思決定を通じて、甲 5 誓約書が原告ピアス退職後の使用を禁じた原告技術を「日本...で、自らの仕事に関連して使用」しているものと認められる。

(3) 以上のとおり、被告 A 及び同 B は、甲 5 誓約書によって原告ピアス退職後使

用しない旨を誓約した，眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術（眉尻の位置決めの方を除く。）を使用しているものであるから，被告 A 及び同 B のかかる行為は，原告ピアスに対する関係において，甲 5 誓約書記載の誓約違反の債務不履行及び不法行為を構成する。

したがって，原告ピアスは被告 A 及び同 B に対し，甲 5 誓約書記載の誓約に基づき，眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術を使用して営業をすることを禁止することができる（なお，眉尻の位置決めの方については，リユーヴィが使用している技術には原告技術とは異なる部分があるものの，その技術内容に照らし，リユーヴィが将来原告技術と同様の技術を使用するおそれがあると認められるから，眉尻の位置決めの方を含めた全体としての原告技術を使用して営業をすることを禁止することができるものというべきである。），原告ピアスが被告 A 及び同 B に対し営業上の使用の差止めを求めているのは，原告技術のすべてではなく，その中核をなすと原告が主張する本件技術（別紙 2）である。そして，本件技術のうち，描く作業においては，「顧客の意見なども取り入れた上で，」眉型を選択するとされているけれども，原告技術において，眉型の選択に当たって顧客の意見を取り入れていることを認めるに足りる証拠はない。よって，差止めの対象は，本件技術のうち，描く作業に関して，「顧客の意見なども取り入れた上で，」の点を除いたもの（別紙 1）とする。

5 争点 5（被告 A らは甲 7 誓約書において不使用を誓約した「機密情報」を使用したか。）について

(1) 原告技術は「機密情報」に当たるか

前記のとおり，原告ピアスは，原告ピアス退職後原告技術を使用しない旨記載した甲 5 誓約書を施術者全員から徴求しているなど前示認定の経緯に照らし，眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術に係る情報は，甲 7 誓約書の 1 (4)記載の「...ピアスグループが機密情報として管理し」

ている情報を構成するものと認められる。

(2) 被告被告 C が原告技術を「使用」していると評価できるか

被告 C が原告ピアスに対し甲 7 誓約書を差し入れたことは当事者間に争いがない。

被告 C は、リューヴィにおいて自ら眉のトリートメントサービスを顧客に対して提供しておらず、他の美容師にかかるサービスを提供させている事業主体でもない。しかし、被告 C は、リューヴィの取締役であるから、被告 A 及び同 B について先に説示したところと同様の理由により、リューヴィが眉山の位置決め の仕方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術を使用して眉の美容施 術に関する営業（上記スクールの運営を含む。）を行うことは、甲 7 誓約書がそ の使用等を禁じた「...ピアスグループが機密情報として管理し」ている情報を 「使用」するものと認められる。

(3) 以上のとおり、被告 C は、甲 7 誓約書によって原告ピアスに使用しない旨を 誓約した「機密情報」を使用しているものであるから、被告 C のかかる行為は、 原告ピアスに対する関係において、甲 7 誓約書記載の誓約違反の債務不履行及び 不法行為を構成する。

なお、被告 A 及び同 B については、主位的主張である甲 5 誓約書記載の誓約 違反が認められるので、予備的主張である甲 7 誓約書記載の誓約違反の有無につ いては判断しない。

6 争点 6（従業員を引き抜きについて原告ピアスに対する不法行為の成否）につい て

(1) 原告らは、被告 A らは被告 D らを違法にリューヴィに引き抜いたと主張する ところ、争いのない事実に加え、証拠（証人 I、被告 A 本人、同 B 本人）及び弁 論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告 A らは、平成 18 年 2 月 2 日リューヴィを設立してその取締役に就任 し、同年 5 月 17 日被告サロンをオープンしてサービス提供を開始した。同被

告らは、いずれも美容師資格を有していない。

イ 被告 D らはいずれも美容師資格を有し、原告サロンにおいて眉の美容施術者として稼働していた者であり、このうち被告 D、同 E、同 F 及び同 G は、ピアスグループにおいてアナスタシア事業を開始した平成 16 年に「新人研修」を受けて施術者となった。被告 D ら上記 4 名は、いずれも平成 18 年 3 月 31 日ころから同年 4 月 30 日ころまでの間に原告ピアスを退職しており、退職時点において、被告 D は新宿三越店のチーフアテンダントスタッフ、同 E は大丸心齋橋店のチーフアテンダントスタッフ、同 G はそごう横浜店のチーフアテンダントスタッフの地位にあった。原告ピアスでは、施術担当者のことを「アテンダントスタッフ」と呼んでおり、アテンダントスタッフの中から経験年数の長い者が「チーフアテンダントスタッフ」に指名されていた。

ウ 被告サロンには、オープン当初から施術台が 4 台設置されていた。

(2) 上記認定のとおり、被告 D らのうち上記 4 名は、原告ピアスにおける施術者としての経験年数が長い者らであり、これら 4 名が、4 台の施術台が設置された被告サロンのオープン直前といえる時期にほぼそろって原告ピアスを退職していることからすると、被告 A らがこれら 4 名に対しリ्यूヴィへの入社を何らかの方法で勧誘したと推認し得ないではない(ただし、被告らはこれを否認している。)しかし、仮に被告 A らにおいて被告 D らを何らかの方法で勧誘してリ्यूヴィに入社させたとしても、その勧誘の方法ないし態様は明らかではないから、上記勧誘行為をもって、原告ピアスに対する関係で不法行為を構成するまでの違法性があるものとは認めるに足りない。

原告ピアスは、被告 A らの勧誘行為は、被告 D らが甲 5 誓約書及び甲 7 誓約書記載の各誓約に基づき原告ピアスに対して負う義務の違反を誘発するものであり、原告ピアスとの関係において積極的債権侵害に当たると主張する。しかし、仮に被告 A らにおいて被告 D らに対する勧誘行為があったとしても、上記同様その態様が明らかでない以上、これをもって積極的債権侵害としての違法性を基

礎づけ得る違法性があるものと認めるには足りない。

- (3) 以上のとおり、被告 A らが被告 D らを違法にレビューに引き抜き、この行為が原告らに対する不法行為を構成するとの原告らの主張は理由がない。

7 争点 7 (原告技術の使用について原告クレディアに対する不法行為の成否) について

原告らは、原告クレディアは原告ピアスから許諾を受けて原告サロンを開設してアナスタシア事業を実施しているから、被告 A らがレビューにおいて原告技術を使用していることは、原告ピアスに対する債務不履行及び不法行為であるとともに、原告クレディアに対する関係でも不法行為を構成する旨主張する。

しかし、被告 A らにおいて原告技術を使用していることが、原告クレディアのいかなる法的利益を侵害し、同原告に対する不法行為を構成するような違法性を具備するのかについて原告らの主張は判然としない。被告 A らの行為が原告ピアスとの関係で債務不履行に当たることは前示のとおりであるが、原告ピアスのように甲 5 誓約書や甲 7 誓約書のような合意を取り交わしたことが証拠上認められない原告クレディアとの関係で被告 A らの行為が当然に不法行為責任を生じさせる違法性を有すると解すべき根拠はなく、他に被告 A らの行為に不法行為責任を生じさせるどのような違法性を有するかについての原告クレディアの主張が判然としないことは、上記のとおりである。

よって、被告 A らによる原告技術の使用が原告クレディアに対する関係でも不法行為を構成するとの原告らの主張は採用しない。

8 争点 8 (従業員の引き抜きについて原告クレディアに対する不法行為の成否) について

被告 A らが被告 D らを違法にレビューに引き抜き、この行為が原告ピアスに対する不法行為を構成するとの原告らの主張に理由がないことは、前記 6 で認定説示したとおりであり、この説示は、原告クレディアとの関係でも妥当する。したがって、被告 A らによる被告 D らの引き抜き行為が原告クレディアに対する不法

行為を構成するとの原告クレディアの主張は理由がない。

9 争点9（原告らの損害）について

(1) 以上によれば、被告 A らに対する原告ピアスの損害賠償請求のうち、原告技術の使用を理由とする請求は理由があるが、従業員の引き抜きを理由とする請求は理由がない。また、原告クレディアの損害賠償請求は、いずれも理由がない。

したがって、被告 A らが損害賠償義務を負うのは、被告 A らが原告技術を使用したことによる原告ピアスの損害のみである。原告らは、この損害として、被告 A 及び同 B の米国での研修参加費用相当損害金、アナスタシア事業に係る独占的権利の価値減少分相当損害金及び弁護士費用相当損害金を主張するので以下順次検討する。

(2) 被告 A 及び同 B の米国での研修参加費用相当損害金について

原告ピアスは、被告 A 及び同 B の米国研修参加費用として合計 350 万円余りを支出したが、両被告からそこで得た知識が十分に還元されなかったため、同様の研修プログラムに人員を派遣する必要がある旨主張する。

しかし、前記 1 (1) 認定の事実によれば、被告 A は、米国研修から帰国後、平成 16 年 5 月 10 日の事業委員会においてその報告をするとともにアナスタシア事業のマーケティングプランの提案を行い、これを受けて原告ピアスは、アナスタシア事業の国内展開を決定したものであり、また、同年 7 月にはアナスタシア社へのプレスツアーを企画実行し、アナスタシア事業の展開に向けて雑誌各社に対して宣伝活動の働きかけを行うなど、アナスタシア事業の責任者としての役割をそれなりに果たしたものと認められる。

また、被告 B も、米国研修から帰国後、アナスタシア技術を基礎にしつつ日本での施術方法について統一した基準を作り上げたものであり、特に、日本人女性の骨格に必ずしも適したとはいえないアナスタシア社の 4 種類の眉型（ステンシル）を使わなければならないという制約の下で、その選び方の基準を何に求めるか、眉型を置く位置をどこに決めるのか、この眉型との関係において、眉頭、

眉山及び眉尻という日本人女性にとっては半ば常識とされている3点の位置決めをどのように関連させるのかについて、試行錯誤を繰り返しながら原告技術を作り上げ、かつ、これを施術者に指導する際のカリキュラム及びテキストを作成し、「新人研修」のトレーナーとして多数の原告技術の施術者を育成したことからすれば、被告Bもまた、アナスタシア事業の責任者としての役割をそれなりに果たしたものと認められる。

そして、原告らは、平成16年10月に原告サロンの第1号店として新宿三越店をオープンさせたのを皮切りに、平成17年1月に2号店として大丸心齋橋店をオープンさせ、その後も、福岡、名古屋、渋谷、横浜と順調に出店数を増やし、被告らが原告ピアスを退職した平成18年春の時点では上記6店舗にまで増えていることから、これらの原告サロンにおける原告技術を使用した眉の美容施術を行う原告ピアスのアナスタシア事業がほぼ順調に推移するに至ったことも併せ考慮すれば、被告A及び同Bが米国研修で得た知識が原告ピアスに十分に還元されなかったために同様の研修プログラムに人員を派遣する必要があったとまでは認められない。他に原告ピアスの主張事実を認めるに足る証拠はない。

したがって、原告ピアスが被告A及び同Bの米国研修参加費用相当の損害を被ったとの原告ピアスの主張は理由がない。

(3) アナスタシア事業に係る独占的権利の価値減少分相当損害金について

原告ピアスは、被告Aらによる原告技術の使用により、本件購入契約により原告ピアスがアナスタシア社から購入したアナスタシア事業を希釈化し、アジア地域においてアナスタシア事業を独占的に実施する権利（対価 米ドル）の価値減少分の損害を被ったと主張する。

確かに、抽象的・観念的にいえば、被告Aらがレビューにおいて原告技術を使用することが、原告ピアスのアジア地域におけるアナスタシア事業に対する独占的権利の希釈化に向けて何らかの影響を及ぼしたということも不可能ではないかも知れない。

しかし、原告ピアスのいう「独占的権利の希釈化」により発生した「アナスタシア事業を独占的に実施する権利の価値減少分」なる損害が具体的に何を意味するのか、また、被告 A らの原告技術の使用により上記権利に具体的な価値の減少があったのかは判然とせず、これをもって原告の被った具体的な損害として認識することは困難である。結局、原告ピアスの上記主張によっては、被告 A らによる原告技術の使用により、上記独占的権利に関して、無形的な損害であれ原告ピアスに何らかの具体的な損害が発生したことを認めるには足りない。

したがって、原告ピアスの上記主張に係る損害賠償請求は理由がない。

(4) 弁護士費用相当損害金について

原告ピアスは、被告 A らによる本件技術の使用を差し止めるべく本件訴え提起を余儀なくされたことは明らかであり、本件訴訟の難易、追行状況その他本件に顕れた事情を総合考慮すると、被告 A らの行為により原告ピアスは、弁護士費用相当損害金として 150 万円の損害を被ったものと認めるのが相当である。

(5) まとめ

以上によれば、被告 A らに対する原告ピアスの損害賠償請求は、不法行為による損害賠償金 150 万円及びこれに対する訴状送達の日から民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

10 争点 10 (被告 D らは「アナスタシアアイブロウトリートメント技術」を使用したか。) について

(1) 被告 D らが被告サロンにおいて眉の美容施術者として稼働していること、リユーヴィが眉山の位置決め仕方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術(眉尻の位置決め仕方を除く。)を使用していることは、当事者間に争いがない。

(2) よって、被告 D らは、甲 5 誓約書によって原告ピアス退職後使用しない旨を誓約した、眉山の位置決め仕方及びワックス脱毛作業等を含む全体としての原

告技術（眉尻の位置決めの仕方を除く。）を使用しているものであるから，被告 D らのかかる行為は，原告ピアスに対する債務不履行（甲 5 誓約書記載の誓約違反）を構成する。

したがって，原告ピアスが被告 D らに対し，甲 5 誓約書記載の誓約に基づき，眉山の位置決めの仕方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術の使用の禁止することができるところ，前記 4 (3) のとおり，原告ピアスが被告 D らに対し使用の差止めを求めているのは，原告技術のすべてではなく，その中核をなす本件技術（別紙 2）であり，本件技術の 描く作業においては，「顧客の意見なども取り入れた上で，」眉型を選択するとされているけれども，原告技術において，眉型の選択に当たって顧客の意見を取り入れていることを認めるに足りる証拠はない。以上によれば，差止めの対象は，本件技術のうち， 描く作業に関して，「顧客の意見なども取り入れた上で，」の点を除いたもの（別紙 1）とするのが相当である。

1 1 争点 1 1（原告ピアスの損害）について

原告ピアスは，被告 D らによる原告技術の使用により，本件購入契約により原告ピアスがアナスタシア社から購入したアナスタシア事業をアジア地域において独占的に実施する権利（対価 米ドル）の価値減少分の損害を被ったと主張するが，この主張に理由がないことは，前記 9 (3) のとおりである。

1 2 結論

(1) 第 1 事件について

以上によれば，原告ピアスの被告 A 及び同 B に対する本件技術の営業上の使用の差止請求は，甲 5 誓約書記載の誓約に基づき，別紙 1 記載の技術の営業上の使用の差止めを求める限度で理由があるからこれを認容し，その余は理由がないから棄却する。

また，原告ピアスの被告 A らに対する損害賠償請求は，甲 5 誓約書記載の誓約に違反した債務不履行又は不法行為に基づき，同被告らに対し連帯して 1 5 0

万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却する。

原告クレディアの被告 A に対する請求は、いずれも理由がないからこれを棄却する。

(2) 第2事件について

原告ピアスの被告 D に対する本件技術の使用の差止請求は、甲7誓約書記載の誓約に基づき、別紙1記載の技術の使用の差止めを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却する。

原告ピアスの被告 D に対する損害賠償請求は、いずれも理由がないからこれを棄却する。

(3) よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第21民事部

裁判長裁判官 田 中 俊 次

裁判官 西 理 香

裁判官 北 岡 裕 章

(別紙1：差止めの対象技術)

以下の作業，又はこれらと実質的に同一の作業を含む手順に従った眉の美容トリートメント技術

眉頭，眉山及び眉尻の場所を定める。この際，眉頭は
点を基準に，眉尻は
点を
を基準に，眉山は
点を
を基準にそれぞれ設定する。

に適合した眉型（ステンシル）を選択し，眉型を，
を基準として設置する。このように設置され
た眉型に合わせて，眉の形を
描いていく。

眉毛（及び産毛）をワ
ックスを用いて脱毛する。部分にワックスを塗った後，
を用いて脱毛する。

必要に応じて，
で眉毛を整え，眉型を参考に理想的な眉の
ラインに対して眉毛の足りない部分を
を用いて描く。そ
の後，
眉毛の流れを整える。

以上

(別紙2：本件技術)

以下の作業，又はこれらと実質的に同一の作業を含む手順に従った眉の美容トリートメントサービス

眉頭，眉山及び眉尻の場所を定める。この際，眉頭は
点を基準に，眉尻は
点を
を基準に，眉山は
点を
を基準にそれぞれ設定する。

顧客の意見なども取り入れた上で，
に適合した眉型（ステンシル）を選択し，眉型を，
を基準として設置する。このように設置された眉型に合わせて，眉の形を
描いていく。

眉毛（及び産毛）をワックスを用いて脱毛する。
部分にワックスを塗った後，
を用いて脱毛する。

必要に応じて，
で眉毛を整え，眉型を参考に理想的な眉のラインに対して眉毛の足りない部分を
を用いて描く。その後，
眉毛の流れを整える。

以上